

市道	旧	大杉沢小山田線	秋田市下北手梨平字向田1番1地先 秋田市上北手小山田字小山田108番1地先	3,357.10	5.80 ~ 24.50
	新	大杉沢小山田線	秋田市下北手梨平字向田1番1地先 秋田市上北手小山田字小山田108番1地先	3,355.30	5.80 ~ 24.50
市道	旧	猿田小山田線	秋田市上北手猿田字館ノ下2番5地先 秋田市上北手小山田字駒込55番2地先	2,056.80	5.00 ~ 23.60
	新	猿田小山田線	秋田市上北手猿田字館ノ下2番5地先 秋田市上北手小山田字駒込55番2地先	2,055.80	5.00 ~ 23.60
市道	旧	柳館梨平線	秋田市下北手桜字桜谷地38番1地先 秋田市下北手梨平字梨平117番1地先	2,406.10	6.30 ~ 17.00
	新	柳館梨平線	秋田市下北手桜字桜谷地38番1地先 秋田市下北手梨平字梨平117番1地先	2,406.10	6.30 ~ 17.00
市道	旧	松根長山下線	秋田市飯島道東一丁目29番18地先 秋田市飯島長野本町70番31地先	1,244.40	3.50 ~ 10.20
	新	松根長山下線	秋田市飯島道東一丁目29番18地先 秋田市飯島長野本町70番31地先	1,244.40	3.50 ~ 10.20
市道	旧	福田吉田線	秋田市金足吉田字吉田尻56番3地先 秋田市金足吉田字イカリ1番1地先	1,561.00	4.90 ~ 10.00
	新	福田吉田線	秋田市金足吉田字吉田尻56番3地先 秋田市金足吉田字イカリ1番1地先	1,561.00	4.90 ~ 10.00
市道	旧	追分小友線	秋田市下新城中野字琵琶沼211番22地先 秋田市下新城小友字箱館13番1地先	3,393.30	5.00 ~ 19.00
	新	追分小友線	秋田市下新城中野字琵琶沼211番22地先 秋田市下新城小友字箱館13番1地先	3,392.60	5.00 ~ 19.00
市道	旧	飯島下新城線	秋田市飯島松根西町8番14地先 秋田市下新城岩城字右馬之丞160番地先	3,340.80	4.00 ~ 18.60
	新	飯島下新城線	秋田市飯島松根西町8番14地先 秋田市下新城岩城字右馬之丞160番地先	3,339.60	4.00 ~ 18.60
市道	旧	中央市場1号線	秋田市外旭川字四百刈2番6地先 秋田市外旭川字瀧堰下8番3地先	1,720.70	6.20 ~ 22.10
	新	中央市場1号線	秋田市外旭川字四百刈2番6地先 秋田市外旭川字瀧堰下8番3地先	1,720.70	6.20 ~ 22.10
市道	旧	東上谷地大袋線	秋田市飯島字東上谷地97番1地先 秋田市外旭川字瀧ノ前42番2地先	1,319.50	14.50 ~ 23.00
	新	東上谷地大袋線	秋田市飯島字東上谷地97番1地先 秋田市外旭川字瀧ノ前42番2地先	1,319.50	14.50 ~ 23.00
市道	旧	手形山田中線	秋田市手形山西町170番5地先 秋田市手形田中101番5地先	618.20	7.00 ~ 12.80
	新	手形山田中線	秋田市手形山西町170番5地先 秋田市手形田中101番5地先	618.20	7.00 ~ 12.80
市道	旧	古野荒巻線	秋田市上北手古野字深田沢10番2地先 秋田市上北手荒巻字堺切28番1地先	5,478.60	7.20 ~ 28.00
	新	古野荒巻線	秋田市上北手古野字深田沢10番2地先 秋田市上北手荒巻字堺切28番1地先	5,478.60	7.20 ~ 28.00
市道	旧	外旭川 木崎三ノ堰線	秋田市外旭川字木崎138番1地先 秋田市外旭川字三ノ堰512番1地先	1,172.70	7.40 ~ 10.00
	新	外旭川 木崎三ノ堰線	秋田市外旭川字木崎138番1地先 秋田市外旭川字三ノ堰512番1地先	1,148.20	7.40 ~ 16.50
市道	旧	山王六丁目 23号線	秋田市山王六丁目76番地先 秋田市山王六丁目193番地先	254.70	10.50 ~ 12.20
	新	山王六丁目 23号線	秋田市山王六丁目76番地先 秋田市山王六丁目193番地先	254.70	10.50 ~ 12.00
市道	旧	山王六丁目 24号線	秋田市山王六丁目321番地先 秋田市山王六丁目315番地先	103.00	12.00 ~ 12.20

	新	山王六丁目 24号線	秋田市山王六丁目321番地先 秋田市山王六丁目315番地先	103.00	11.90
市道	旧	金属団地16号線	秋田市川尻町字大川反233番7地先 秋田市川尻町字大川反233番120地先	450.20	14.00 ~ 24.50
	新	金属団地16号線	秋田市川尻町字大川反233番7地先 秋田市川尻町字大川反233番120地先	451.40	14.00 ~ 24.50
市道	旧	東通仲町3号線	秋田市東通仲町58番1地先 秋田市東通仲町43番地先	157.90	8.00
	新	東通仲町3号線	秋田市東通仲町58番1地先 秋田市東通仲町43番地先	166.10	8.00 ~ 12.00
市道	旧	仁井田目長田 1号線	秋田市仁井田字仲谷地1番1地先 秋田市仁井田字目長田139番地先	828.50	5.00 ~ 13.20
	新	仁井田目長田 1号線	秋田市仁井田字仲谷地1番1地先 秋田市仁井田字目長田139番地先	828.50	5.10 ~ 13.80
市道	旧	仁井田目長田 3号線	秋田市仁井田字目長田59番地先 秋田市仁井田字目長田22番1地先	173.30	2.90 ~ 6.00
	新	仁井田目長田 3号線	秋田市仁井田字目長田59番地先 秋田市仁井田字目長田22番1地先	173.30	2.90 ~ 6.00
市道	旧	仁井田目長田 4号線	秋田市仁井田字目長田131番11地先 秋田市仁井田字目長田129番14地先	106.40	6.00
	新	仁井田目長田 4号線	秋田市仁井田字目長田131番11地先 秋田市仁井田字目長田129番14地先	103.80	6.00
市道	旧	東通仲町 観音前線	秋田市東通仲町146番地先 秋田市東通観音前265番地先	515.60	6.00 ~ 12.00
	新	東通仲町 観音前線	秋田市東通仲町158番地先 秋田市東通観音前265番地先	499.80	6.00 ~ 12.00
市道	旧	秋田駅東4号線	秋田市手形字西谷地25番地先 秋田市榎山字長沼221番12地先	255.60	6.00
	新	秋田駅東4号線	秋田市手形字西谷地25番地先 秋田市榎山字長沼221番12地先	251.00	6.00
市道	旧	東通仲町28号線	秋田市東通仲町17番地先 秋田市東通仲町40番地先	104.40	8.00
	新	東通仲町28号線	秋田市東通仲町17番地先 秋田市東通仲町40番地先	106.50	8.00
市道	旧	仁井田目長田 14号線	秋田市仁井田目長田一丁目259番1地先 秋田市仁井田目長田一丁目203番13地先	170.00	6.00
	新	仁井田目長田 14号線	秋田市仁井田目長田一丁目259番1地先 秋田市仁井田目長田一丁目203番13地先	171.30	6.00 ~ 9.00
市道	旧	仁井田本町 17号線	秋田市仁井田本町三丁目35番2地先 秋田市仁井田本町三丁目474番27地先	166.70	6.00
	新	仁井田本町 17号線	秋田市仁井田本町三丁目35番2地先 秋田市仁井田本町三丁目474番27地先	163.10	6.00 ~ 6.50
市道	旧	仁井田本町 18号線	秋田市仁井田本町三丁目474番5地先 秋田市仁井田本町三丁目578番地先	135.30	6.00
	新	仁井田本町 18号線	秋田市仁井田本町三丁目474番5地先 秋田市仁井田本町三丁目578番地先	189.00	4.00 ~ 6.00
市道	旧	榎山城南町 4号線	秋田市榎山城南町31番4地先 秋田市榎山城南町30番4地先	161.70	5.60 ~ 6.30
	新	榎山城南町 4号線	秋田市榎山城南町31番4地先 秋田市榎山城南町30番4地先	161.70	5.60 ~ 6.00
市道	旧	榎山城南町 5号線	秋田市榎山城南町31番27地先 秋田市榎山城南町31番19地先	105.70	6.00
	新	榎山城南町 5号線	秋田市榎山城南町31番27地先 秋田市榎山城南町31番19地先	107.00	6.00

市道	旧	仁井田目長田 15号線	秋田市仁井田目長田一丁目111番17地先 秋田市仁井田目長田一丁目111番14地先	19.00	6.00
	新	仁井田目長田 15号線	秋田市仁井田目長田一丁目111番17地先 秋田市仁井田目長田一丁目111番14地先	22.80	6.00
市道	旧	ニツ屋二丁目 28号線	秋田市仁井田ニツ屋二丁目330番1地先 秋田市仁井田ニツ屋二丁目330番5地先	54.60	6.00
	新	ニツ屋二丁目 28号線	秋田市仁井田ニツ屋二丁目330番1地先 秋田市仁井田ニツ屋二丁目330番5地先	53.60	6.00
市道	旧	大小路1号線	秋田市寺内字神屋敷151番2地先 秋田市寺内字後城203番1地先	1,421.90	2.20 ～ 6.50
	新	大小路1号線	秋田市寺内字神屋敷151番2地先 秋田市寺内字後城203番1地先	1,421.90	2.20 ～ 6.50
市道	旧	寺内児桜高野線	秋田市寺内字児桜76番1地先 秋田市寺内字高野276番地先	1,010.50	4.90 ～ 7.20
	新	寺内児桜高野線	秋田市寺内字児桜76番1地先 秋田市寺内字高野276番地先	1,010.50	4.90 ～ 7.20
市道	旧	寺内鶴ノ木 4号線	秋田市寺内字鶴ノ木210番1地先 秋田市寺内字鶴ノ木50番1地先	204.80	2.30 ～ 2.90
	新	寺内鶴ノ木 4号線	秋田市寺内字鶴ノ木210番1地先 秋田市寺内字鶴ノ木50番1地先	204.80	3.30 ～ 5.80
市道	旧	寺内蛭根1号線	秋田市寺内字蛭根40番26地先 秋田市寺内字蛭根22番2地先	439.50	2.80 ～ 7.80
	新	寺内蛭根1号線	秋田市寺内字蛭根40番26地先 秋田市寺内字蛭根22番2地先	439.50	2.80 ～ 7.80
市道	旧	新川向田五郎 2号線	秋田市八橋新川向14番3地先 秋田市八橋田五郎二丁目151番2地先	837.50	5.10 ～ 6.80
	新	新川向田五郎 2号線	秋田市八橋新川向14番3地先 秋田市八橋田五郎二丁目151番2地先	837.50	5.10 ～ 6.80
市道	旧	八橋本町田五郎 2号線	秋田市八橋本町四丁目34番1地先 秋田市八橋田五郎一丁目166番8地先	492.60	1.80 ～ 5.20
	新	八橋本町田五郎 2号線	秋田市八橋本町四丁目34番1地先 秋田市八橋田五郎一丁目166番8地先	492.60	1.80 ～ 5.20
市道	旧	高陽青柳町 5号線	秋田市高陽青柳町466番6地先 秋田市高陽青柳町466番8地先	52.30	6.00
	新	高陽青柳町 5号線	秋田市高陽青柳町466番6地先 秋田市高陽青柳町466番8地先	58.00	6.00
市道	旧	八橋本町31号線	秋田市八橋本町二丁目155番1地先 秋田市八橋運動公園480番1地先	520.00	2.90 ～ 12.00
	新	八橋本町31号線	秋田市八橋本町二丁目155番1地先 秋田市八橋運動公園480番1地先	516.50	2.90 ～ 12.00
市道	旧	泉中央一丁目 2号線	秋田市泉中央一丁目111番12地先 秋田市泉中央一丁目111番8地先	94.00	6.00
	新	泉中央一丁目 2号線	秋田市泉中央一丁目111番12地先 秋田市泉中央一丁目111番8地先	95.00	6.00
市道	旧	寺内蛭根11号線	秋田市寺内蛭根二丁目52番28地先 秋田市寺内蛭根二丁目52番18地先	105.00	6.00
	新	寺内蛭根11号線	秋田市寺内蛭根二丁目52番28地先 秋田市寺内蛭根二丁目52番18地先	106.00	6.00
市道	旧	寺内蛭根12号線	秋田市寺内蛭根二丁目52番26地先 秋田市寺内蛭根二丁目52番18地先	93.00	6.00
	新	寺内蛭根12号線	秋田市寺内蛭根二丁目52番26地先 秋田市寺内蛭根二丁目52番18地先	91.30	6.00
市道	旧	八橋本町32号線	秋田市八橋本町三丁目454番2地先 秋田市八橋本町三丁目454番1地先	58.90	6.00

	新	八橋本町32号線	秋田市八橋本町三丁目454番2地先 秋田市八橋本町三丁目454番1地先	54.70	6.00
市道	旧	飯島道東一丁目 1号線	秋田市飯島道東一丁目191番6地先 秋田市飯島道東一丁目115番37地先	321.40	4.00 ~ 10.70
	新	飯島道東一丁目 1号線	秋田市飯島道東一丁目191番6地先 秋田市飯島道東一丁目115番37地先	321.40	4.00 ~ 10.70
市道	旧	飯島道東一丁目 2号線	秋田市飯島道東一丁目191番23地先 秋田市飯島道東一丁目191番25地先	113.50	4.00
	新	飯島道東一丁目 2号線	秋田市飯島道東一丁目191番23地先 秋田市飯島道東一丁目191番25地先	112.50	4.00
市道	旧	中央七丁目 五丁目線	秋田市土崎港中央七丁目182番2地先 秋田市土崎港中央五丁目325番19地先	537.40	2.00 ~ 5.00
	新	中央七丁目 五丁目線	秋田市土崎港中央七丁目182番2地先 秋田市土崎港中央五丁目325番19地先	537.40	2.00 ~ 5.00
市道	旧	将軍野東1号線	秋田市将軍野東三丁目4番1地先 秋田市将軍野東二丁目31番206地先	937.10	5.30 ~ 8.40
	新	将軍野東1号線	秋田市将軍野東三丁目4番1地先 秋田市将軍野東二丁目31番206地先	937.10	5.30 ~ 8.50
市道	旧	土崎東四丁目 4号線	秋田市土崎港東四丁目6番14地先 秋田市土崎港東四丁目6番12地先	46.10	5.80
	新	土崎東四丁目 4号線	秋田市土崎港東四丁目6番14地先 秋田市土崎港東四丁目6番12地先	46.10	6.00 ~ 6.10
市道	旧	サンパーク 14号線	秋田市飯島字田尻堰越582番地先 秋田市飯島字田尻堰越521番地先	96.40	12.00
	新	サンパーク 14号線	秋田市飯島字田尻堰越582番地先 秋田市飯島字田尻堰越521番地先	96.40	12.00
市道	旧	飯田5号線	秋田市飯島字飯田水尻421番2地先 秋田市飯島字飯田水尻421番2地先	7.70	12.50
	新	飯田5号線	秋田市飯島字飯田水尻421番2地先 秋田市飯島字飯田水尻421番2地先	6.70	10.50
市道	旧	五百刈沢道線	秋田市上新城五十丁目男鹿田82番地先 秋田市上新城中字南波掛55番地先	1,556.20	2.30 ~ 23.00
	新	五百刈沢道線	秋田市上新城五十丁目男鹿田82番地先 秋田市上新城中字南波掛55番地先	1,556.20	2.30 ~ 23.00
市道	旧	南沢線	秋田市外旭川字南沢244番地先 秋田市外旭川字南沢57番地先	285.70	4.60 ~ 5.60
	新	南沢線	秋田市外旭川字南沢244番地先 秋田市外旭川字南沢57番地先	285.70	4.60 ~ 5.60
市道	旧	神田三ノ堰 1号線	秋田市外旭川字梶ノ目330番1地先 秋田市外旭川字三ノ堰527番地先	2,016.60	2.50 ~ 6.60
	新	神田三ノ堰 1号線	秋田市外旭川字梶ノ目330番1地先 秋田市外旭川字三ノ堰527番地先	2,016.60	2.50 ~ 6.60
市道	旧	神田三ノ堰 2号線	秋田市外旭川字神田945番地先 秋田市外旭川字三ノ堰325番1地先	1,284.20	2.50 ~ 5.50
	新	神田三ノ堰 2号線	秋田市外旭川字神田945番地先 秋田市外旭川字三ノ堰325番1地先	1,284.20	2.50 ~ 5.50
市道	旧	山崎山ノ根線	秋田市外旭川字梶ノ目899番1地先 秋田市外旭川字一ノ堰299番1地先	1,582.70	2.90 ~ 8.00
	新	山崎山ノ根線	秋田市外旭川字梶ノ目899番1地先 秋田市外旭川字一ノ堰299番1地先	1,582.70	2.90 ~ 8.00
市道	旧	濁川団地4号線	秋田市濁川字後田65番16地先 秋田市濁川字後田65番21地先	136.40	6.00
	新	濁川団地4号線	秋田市濁川字後田65番16地先 秋田市濁川字後田65番21地先	134.10	6.00

市道	旧	濁川団地7号線	秋田市濁川字三柵作1番85地先 秋田市濁川字三柵作1番84地先	51.00	4.10 ～ 6.00
	新	濁川団地7号線	秋田市濁川字三柵作1番85地先 秋田市濁川字三柵作1番84地先	34.60	4.10
市道	旧	濁川団地8号線	秋田市濁川字堀尾田1番119地先 秋田市濁川字三柵作1番17地先	242.80	4.00 ～ 6.00
	新	濁川団地8号線	秋田市濁川字堀尾田1番119地先 秋田市濁川字三柵作1番17地先	242.00	4.00 ～ 6.00
市道	旧	境内川原2号線	秋田市添川字地ノ内167番11地先 秋田市添川字境内川原29番8地先	109.60	6.00
	新	境内川原2号線	秋田市添川字地ノ内167番11地先 秋田市添川字境内川原29番8地先	95.10	6.00
市道	旧	手形からみでん 5号線	秋田市手形からみでん73番10地先 秋田市手形からみでん75番1地先	32.60	3.60 ～ 5.20
	新	手形からみでん 5号線	秋田市手形からみでん73番10地先 秋田市手形からみでん75番1地先	32.60	3.10 ～ 5.20
市道	旧	飯田10号線	秋田市飯島字飯田水尻310番地先 秋田市飯島字飯田水尻419番地先	137.90	6.40 ～ 7.80
	新	飯田10号線	秋田市飯島飯田一丁目310番2地先 秋田市飯島飯田一丁目384番3地先	117.30	8.90
市道	旧	外旭川大畑 8号線	秋田市外旭川字大畑106番4地先 秋田市外旭川字大畑99番4地先	189.60	4.00 ～ 6.00
	新	外旭川大畑 8号線	秋田市外旭川字大畑106番4地先 秋田市外旭川字大畑99番4地先	188.50	3.70 ～ 6.00
市道	旧	待合2号線	秋田市外旭川字小谷地1番2地先 秋田市外旭川字中谷地61番1地先	522.00	6.30 ～ 7.10
	新	待合2号線	秋田市外旭川字小谷地1番2地先 秋田市外旭川字中谷地61番1地先	522.00	6.30 ～ 6.40
市道	旧	青山町2号線	秋田市將軍野青山町120番1地先 秋田市將軍野青山町113番地先	126.70	4.70 ～ 6.20
	新	青山町2号線	秋田市將軍野青山町120番1地先 秋田市將軍野青山町113番地先	126.70	4.40 ～ 6.20
市道	旧	濁川後田1号線	秋田市濁川字後田18番4地先 秋田市濁川字後田2番5地先	212.60	4.00 ～ 6.00
	新	濁川後田1号線	秋田市濁川字後田18番4地先 秋田市濁川字後田2番5地先	211.20	4.00 ～ 6.00
市道	旧	飯島大崩2号線	秋田市飯島字大崩87番3地先 秋田市飯島字大崩158番4地先	694.10	4.00 ～ 7.70
	新	飯島大崩2号線	秋田市飯島字大崩87番3地先 秋田市飯島字大崩158番4地先	695.10	4.00 ～ 7.70
市道	旧	手形からみでん 6号線	秋田市手形からみでん221番5地先 秋田市手形からみでん204番3地先	250.10	4.00 ～ 6.80
	新	手形からみでん 6号線	秋田市手形からみでん221番5地先 秋田市手形からみでん204番3地先	250.10	4.00 ～ 6.80
市道	旧	外旭川中谷地 1号線	秋田市外旭川字中谷地11番1地先 秋田市外旭川字中谷地1番1地先	201.20	6.50
	新	外旭川中谷地 1号線	秋田市外旭川字中谷地11番1地先 秋田市外旭川字中谷地1番1地先	198.30	6.50
市道	旧	境内川原14号線	秋田市添川字境内川原96番16地先 秋田市添川字境内川原96番15地先	162.00	4.00 ～ 4.40
	新	境内川原14号線	秋田市添川字境内川原96番16地先 秋田市添川字境内川原96番15地先	157.90	4.00 ～ 4.40
市道	旧	外旭川三千刈 18号線	秋田市外旭川字三千刈34番9地先 秋田市外旭川字三千刈7番5地先	180.00	4.00 ～ 6.00

	新	外旭川三千刈 18号線	秋田市外旭川字三千刈34番9地先 秋田市外旭川字三千刈7番5地先	178.40	4.00 ～ 6.00
市道	旧	泉釜ノ町21号線	秋田市外旭川字大畑119番1地先 秋田市泉釜ノ町158番5地先	113.50	6.00
	新	泉釜ノ町21号線	秋田市外旭川字大畑119番1地先 秋田市泉釜ノ町158番5地先	110.00	6.00
市道	旧	旭川清澄町 3号線	秋田市旭川清澄町44番1地先 秋田市旭川清澄町44番1地先	111.50	6.00
	新	旭川清澄町 3号線	秋田市旭川清澄町44番1地先 秋田市旭川清澄町44番1地先	112.70	6.00
市道	旧	濁川家ノ前 7号線	秋田市濁川字家ノ前57番3地先 秋田市濁川字家ノ前37番1地先	211.00	4.00 ～ 6.00
	新	濁川家ノ前 7号線	秋田市濁川字家ノ前57番3地先 秋田市濁川字家ノ前37番1地先	230.10	4.00 ～ 6.00
市道	旧	境内川原17号線	秋田市添川字境内川原23番1地先 秋田市添川字境内川原41番9地先	358.00	5.00 ～ 7.00
	新	境内川原17号線	秋田市添川字境内川原23番1地先 秋田市添川字境内川原41番9地先	358.00	4.90 ～ 5.10
市道	旧	境内川原19号線	秋田市添川字境内川原3番24地先 秋田市添川字境内川原29番29地先	281.80	6.00 ～ 6.10
	新	境内川原19号線	秋田市添川字境内川原3番24地先 秋田市添川字境内川原29番29地先	262.00	6.00 ～ 6.10
市道	旧	境内川原20号線	秋田市添川字境内川原49番8地先 秋田市添川字境内川原29番26地先	121.50	6.00
	新	境内川原20号線	秋田市添川字境内川原49番8地先 秋田市添川字境内川原29番26地先	115.90	6.00
市道	旧	境内川原21号線	秋田市添川字境内川原29番40地先 秋田市添川字境内川原29番15地先	39.00	6.00
	新	境内川原21号線	秋田市添川字境内川原29番40地先 秋田市添川字境内川原29番15地先	33.90	6.00
市道	旧	濁川団地37号線	秋田市濁川字三升作1番142地先 秋田市濁川字三升作1番9地先	175.50	6.00
	新	濁川団地37号線	秋田市濁川字三升作1番142地先 秋田市濁川字三升作1番9地先	171.20	5.50 ～ 6.00
市道	旧	濁川団地38号線	秋田市濁川字菅場6番73地先 秋田市濁川字三升作1番57地先	188.00	6.00
	新	濁川団地38号線	秋田市濁川字菅場6番73地先 秋田市濁川字三升作1番57地先	186.30	5.50 ～ 6.00
市道	旧	濁川団地39号線	秋田市濁川字三升作1番22地先 秋田市濁川字三升作1番28地先	35.90	6.00
	新	濁川団地39号線	秋田市濁川字三升作1番22地先 秋田市濁川字三升作1番28地先	34.80	6.00
市道	旧	茨島六丁目 5号線	秋田市茨島六丁目349番2地先 秋田市茨島六丁目381番4地先	367.60	5.70 ～ 8.00
	新	茨島六丁目 5号線	秋田市茨島六丁目349番2地先 秋田市茨島六丁目381番5地先	352.10	5.70 ～ 8.00
市道	旧	仁助橋線	秋田市仁井田字大野269番地先 秋田市仁井田字新中島770番443地先	357.80	3.00 ～ 8.40
	新	仁助橋線	秋田市仁井田字大野269番地先 秋田市仁井田字新中島770番443地先	357.80	3.00 ～ 8.40
市道	旧	街道東2号線	秋田市四ツ小屋字街道東41番1地先 秋田市四ツ小屋字街道東59番1地先	240.80	2.30 ～ 4.50
	新	街道東2号線	秋田市四ツ小屋字街道東41番1地先 秋田市四ツ小屋字街道東59番1地先	240.80	4.10 ～ 4.70

市道	旧	茨島六丁目 15号線	秋田市茨島六丁目128番3地先 秋田市茨島六丁目122番1地先	74.10	3.70 ～ 4.60
	新	茨島六丁目 15号線	秋田市茨島六丁目128番3地先 秋田市茨島六丁目126番5地先	51.20	4.10 ～ 4.60
市道	旧	茨島六丁目 18号線	秋田市茨島六丁目135番3地先 秋田市茨島六丁目121番10地先	134.80	4.00 ～ 4.20
	新	茨島六丁目 18号線	秋田市茨島六丁目135番3地先 秋田市茨島六丁目124番2地先	113.50	4.00 ～ 4.20
市道	旧	新都市1号線	秋田市御所野下堤一丁目3番12地先 秋田市御所野下堤三丁目1番1地先	414.00	6.20 ～ 13.00
	新	新都市1号線	秋田市御所野下堤一丁目3番12地先 秋田市御所野下堤三丁目1番1地先	414.00	6.20 ～ 13.00
市道	旧	茨島七丁目 20号線	秋田市茨島七丁目330番2地先 秋田市茨島七丁目348番1地先	146.40	6.00 ～ 6.10
	新	茨島七丁目 20号線	秋田市茨島七丁目325番3地先 秋田市茨島七丁目348番1地先	123.90	6.00
市道	旧	末戸松本6号線	秋田市四ツ小屋末戸松本字島田7番1地先 秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上32番1地先	564.90	6.50 ～ 22.70
	新	末戸松本6号線	秋田市四ツ小屋末戸松本字島田7番1地先 秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上32番1地先	561.60	7.00 ～ 13.70
市道	旧	仁井田新中島 6号線	秋田市仁井田字新中島1032番2地先 秋田市仁井田字新中島1043番4地先	87.90	6.00
	新	仁井田新中島 6号線	秋田市仁井田字新中島1032番2地先 秋田市仁井田字新中島1043番4地先	87.30	6.00
市道	旧	新中島大野線	秋田市仁井田字新中島253番1地先 秋田市仁井田字大野211番1地先	850.80	5.00 ～ 20.80
	新	新中島大野線	秋田市仁井田字新中島253番1地先 秋田市仁井田字大野211番1地先	874.20	5.00 ～ 20.80
市道	旧	御所野元町 12号線	秋田市御所野元町四丁目103番1地先 秋田市御所野元町四丁目170番1地先	125.40	6.00
	新	御所野元町 12号線	秋田市御所野元町四丁目103番1地先 秋田市御所野元町四丁目170番1地先	124.20	6.00
市道	旧	茨島二丁目 17号線	秋田市茨島二丁目343番1地先 秋田市茨島二丁目345番9地先	78.00	6.00
	新	茨島二丁目 17号線	秋田市茨島二丁目343番1地先 秋田市茨島二丁目345番9地先	83.20	6.00
市道	旧	御所野元町 17号線	秋田市御所野元町四丁目645番1地先 秋田市御所野元町四丁目101番3地先	68.50	6.00
	新	御所野元町 17号線	秋田市御所野元町四丁目645番1地先 秋田市御所野元町四丁目101番3地先	75.90	6.00
市道	旧	茨島四丁目 19号線	秋田市茨島四丁目406番5地先 秋田市茨島四丁目406番9地先	36.70	6.00
	新	茨島四丁目 19号線	秋田市茨島四丁目406番5地先 秋田市茨島四丁目406番9地先	35.60	6.00
市道	旧	御所野ニュー タウン165号線	秋田市御所野元町六丁目17番2地先 秋田市御所野元町六丁目17番86地先	92.70	6.00
	新	御所野ニュー タウン165号線	秋田市御所野元町六丁目17番2地先 秋田市御所野元町六丁目17番86地先	94.00	6.00
市道	旧	御所野ニュー タウン166号線	秋田市御所野元町六丁目17番71地先 秋田市御所野元町六丁目17番68地先	56.58	6.00
	新	御所野ニュー タウン166号線	秋田市御所野元町六丁目17番71地先 秋田市御所野元町六丁目17番68地先	56.60	6.00
市道	旧	御所野ニュー タウン167号線	秋田市御所野元町六丁目17番59地先 秋田市御所野元町六丁目17番76地先	55.20	6.00

	新	御所野ニュー タウン167号線	秋田市御所野元町六丁目17番59地先 秋田市御所野元町六丁目17番76地先	59.20	6.00
市道	旧	四ツ小屋柳林 1号線	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林148番地先 秋田市四ツ小屋小阿地字柳林192番1地先	92.70	6.60 ～ 10.20
	新	四ツ小屋柳林 1号線	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林148番地先 秋田市四ツ小屋小阿地字柳林192番1地先	85.20	6.60 ～ 10.20
市道	旧	茨島二丁目 18号線	秋田市茨島二丁目361番1地先 秋田市茨島二丁目362番1地先	111.20	5.30 ～ 10.00
	新	茨島二丁目 18号線	秋田市茨島二丁目361番1地先 秋田市茨島二丁目362番1地先	110.20	5.30 ～ 10.00
市道	旧	茨島六丁目 26号線	秋田市茨島六丁目381番5地先 秋田市茨島六丁目125番8地先	245.10	5.00
	新	茨島六丁目 26号線	秋田市茨島六丁目381番5地先 秋田市茨島六丁目125番8地先	241.70	5.00 ～ 5.60
市道	旧	新屋見晴団地 1号線	秋田市新屋町字下川原268番6地先 秋田市新屋町字下川原266番41地先	539.70	5.80 ～ 7.90
	新	新屋見晴団地 1号線	秋田市新屋町字下川原268番6地先 秋田市新屋町字下川原266番41地先	537.50	5.80 ～ 7.90
市道	旧	新屋表町1号線	秋田市新屋表町96番1地先 秋田市新屋表町240番地先	137.50	3.40 ～ 5.70
	新	新屋表町1号線	秋田市新屋表町96番1地先 秋田市新屋表町240番地先	137.50	3.40 ～ 6.00
市道	旧	豊岩小山線	秋田市豊岩小山字前田表1番2地先 秋田市豊岩小山字袖ノ沢55番地先	701.40	4.80 ～ 21.20
	新	豊岩小山線	秋田市豊岩小山字前田表1番2地先 秋田市豊岩小山字袖ノ沢55番地先	701.40	4.80 ～ 21.20
市道	旧	浜田稲荷坂線	秋田市浜田字館ノ丸20番1地先 秋田市新屋比内町258番1地先	732.60	2.40 ～ 9.10
	新	浜田稲荷坂線	秋田市浜田字館ノ丸20番1地先 秋田市新屋比内町258番1地先	732.60	2.40 ～ 9.50
市道	旧	長浜長坂2号線	秋田市下浜長浜字長坂157番61地先 秋田市下浜長浜字長坂157番97地先	192.10	2.30 ～ 6.00
	新	長浜長坂2号線	秋田市下浜長浜字長坂157番61地先 秋田市下浜長浜字長坂157番97地先	193.10	2.30 ～ 6.00
市道	旧	浜田石山線	秋田市浜田字石山65番1地先 秋田市浜田字石山81番3地先	59.20	3.00 ～ 4.50
	新	浜田石山線	秋田市浜田字石山65番1地先 秋田市浜田字石山81番3地先	59.20	2.40 ～ 3.00
市道	旧	浜田西出小屋 3号線	秋田市浜田字西出小屋26番地先 秋田市浜田字西出小屋76番地先	101.00	2.00 ～ 3.30
	新	浜田西出小屋 3号線	秋田市浜田字西出小屋26番地先 秋田市浜田字西出小屋76番地先	98.80	1.80
市道	旧	浜田滝ノ下 4号線	秋田市浜田字滝ノ下143番地先 秋田市浜田字滝ノ下89番2地先	285.00	2.50 ～ 5.30
	新	浜田滝ノ下 4号線	秋田市浜田字滝ノ下143番地先 秋田市浜田字滝ノ下89番2地先	285.00	4.00 ～ 5.30
市道	旧	新屋新町後 11号線	秋田市新屋町字新町後280番118地先 秋田市新屋町字新町後280番169地先	179.40	6.00 ～ 6.50
	新	新屋新町後 11号線	秋田市新屋町字新町後280番118地先 秋田市新屋町字新町後280番169地先	182.40	6.00 ～ 6.50
市道	旧	新屋比内町 22号線	秋田市新屋比内町254番1地先 秋田市新屋比内町254番3地先	81.50	6.00
	新	新屋比内町 22号線	秋田市新屋比内町254番1地先 秋田市新屋比内町254番3地先	106.80	6.00



市道	旧	新屋鳥木町 13号線	秋田市新屋鳥木町1番173地先 秋田市新屋鳥木町1番172地先	537.50	9.00
	新	新屋鳥木町 13号線	秋田市新屋鳥木町1番173地先 秋田市新屋鳥木町1番172地先	552.20	9.00
市道	旧	豊岩杉ノ下 1号線	秋田市豊岩豊巻字杉ノ下284番地先 秋田市豊岩豊巻字杉ノ下247番1地先	140.70	6.00
	新	豊岩杉ノ下 1号線	秋田市豊岩豊巻字杉ノ下284番地先 秋田市豊岩豊巻字杉ノ下247番1地先	140.70	4.00 ~ 10.00
市道	旧	豊岩杉ノ下 2号線	秋田市豊岩豊巻字山口2番1地先 秋田市豊岩豊巻字杉ノ下43番1地先	227.20	7.70
	新	豊岩杉ノ下 2号線	秋田市豊岩豊巻字山口2番1地先 秋田市豊岩豊巻字杉ノ下43番1地先	225.10	4.00 ~ 10.50
市道	旧	浜田自在山 4号線	秋田市浜田字自在山88番11地先 秋田市浜田字自在山85番2地先	135.60	4.00
	新	浜田自在山 4号線	秋田市浜田字自在山88番11地先 秋田市浜田字自在山85番2地先	137.00	4.00 ~ 9.00
市道	旧	新屋元町20号線	秋田市新屋元町1番16地先 秋田市新屋元町1番5地先	80.50	6.00
	新	新屋元町20号線	秋田市新屋元町1番16地先 秋田市新屋元町1番5地先	81.40	6.00
市道	旧	横森四丁目 桜二丁目1号線	秋田市横森四丁目602番地先 秋田市桜二丁目183番250地先	1,393.70	5.00 ~ 8.50
	新	横森四丁目 桜二丁目1号線	秋田市横森四丁目602番地先 秋田市桜二丁目183番250地先	1,393.70	5.00 ~ 8.50
市道	旧	荒巻大戸線	秋田市上北手荒巻字荒巻141番4地先 秋田市上北手大戸字大戸106番地先	1,270.10	2.80 ~ 9.80
	新	荒巻大戸線	秋田市上北手荒巻字荒巻141番4地先 秋田市上北手大戸字大戸106番地先	1,270.10	2.80 ~ 9.80
市道	旧	猿田沢1号線	秋田市上北手猿田字猿田沢219番1地先 秋田市上北手猿田字猿田沢241番地先	791.10	2.90 ~ 9.60
	新	猿田沢1号線	秋田市上北手猿田字猿田沢219番1地先 秋田市上北手猿田字猿田沢241番地先	791.10	2.90 ~ 10.60
市道	旧	猿田古野線	秋田市上北手猿田字寺村205番地先 秋田市上北手古野字館越109番地先	1,109.90	4.00 ~ 10.00
	新	猿田古野線	秋田市上北手猿田字寺村205番地先 秋田市上北手古野字館越109番地先	1,109.90	4.00 ~ 10.00
市道	旧	桜三丁目5号線	秋田市桜三丁目241番5地先 秋田市桜三丁目231番地先	66.20	1.90 ~ 3.00
	新	桜三丁目5号線	秋田市桜三丁目241番5地先 秋田市桜三丁目231番地先	66.20	2.00 ~ 2.10
市道	旧	荒巻石塚谷地線	秋田市上北手荒巻字鳥越235番地先 秋田市榑山字石塚谷地171番地先	948.50	2.50 ~ 19.90
	新	荒巻石塚谷地線	秋田市上北手荒巻字鳥越235番地先 秋田市榑山字石塚谷地171番地先	946.80	2.50 ~ 19.90
市道	旧	上北手四ツ小屋 底沢線	秋田市上北手猿田字四ツ小屋236番地先 秋田市上北手猿田字底沢74番地先	1,039.70	2.50 ~ 11.00
	新	上北手四ツ小屋 底沢線	秋田市上北手猿田字四ツ小屋236番地先 秋田市上北手猿田字底沢74番地先	1,036.60	2.50 ~ 11.00
市道	旧	桜一丁目23号線	秋田市桜一丁目77番11地先 秋田市桜一丁目77番1地先	44.70	4.80 ~ 5.30
	新	桜一丁目23号線	秋田市桜一丁目77番11地先 秋田市桜一丁目77番1地先	44.70	5.00
市道	旧	南ヶ丘ニュー タウン15号線	秋田市上北手猿田字四ツ小屋110番145地先 秋田市上北手猿田字四ツ小屋110番110地先	328.50	15.50 ~ 20.00

	新	南ヶ丘ニュータウン15号線	秋田市上北手猿田字四ツ小屋110番145地先 秋田市上北手猿田字四ツ小屋110番110地先	324.50	15.50 ～ 20.00
市道	旧	横森二丁目20号線	秋田市横森二丁目150番1地先 秋田市横森二丁目151番1地先	66.50	5.00
	新	横森二丁目20号線	秋田市横森二丁目150番1地先 秋田市横森二丁目151番1地先	67.50	5.00
市道	旧	蛇野2号線	秋田市手形字蛇野117番1地先 秋田市手形字蛇野107番地先	127.00	1.80 ～ 3.40
	新	蛇野2号線	秋田市手形字蛇野117番1地先 秋田市手形字蛇野107番地先	127.00	1.80 ～ 3.40
市道	旧	蛇野3号線	秋田市手形字蛇野117番2地先 秋田市手形字大沢6番1地先	134.50	1.70 ～ 3.40
	新	蛇野3号線	秋田市手形字蛇野117番2地先 秋田市手形字大沢6番1地先	134.50	1.70 ～ 3.40
市道	旧	広面川崎18号線	秋田市広面字川崎34番2地先 秋田市広面字谷内佐渡86番1地先	120.00	6.00
	新	広面川崎18号線	秋田市広面字川崎34番2地先 秋田市広面字谷内佐渡86番1地先	126.00	6.00 ～ 7.80
市道	旧	広面川崎20号線	秋田市広面字川崎81番3地先 秋田市広面字糠塚34番1地先	85.00	6.00
	新	広面川崎20号線	秋田市広面字川崎81番3地先 秋田市広面字糠塚34番1地先	84.00	6.00
市道	旧	金足福田待入線	秋田市金足片田字待入8番1地先 秋田市金足片田字待入114番地先	650.90	3.80 ～ 8.00
	新	金足福田待入線	秋田市金足片田字待入8番1地先 秋田市金足片田字待入114番地先	652.30	4.50 ～ 8.00
市道	旧	金足待入1号線	秋田市金足片田字待入71番地先 秋田市金足片田字待入102番地先	240.00	1.50 ～ 3.00
	新	金足待入1号線	秋田市金足片田字待入71番地先 秋田市金足片田字待入102番地先	229.50	1.50 ～ 7.50
市道	旧	北部公民館線	秋田市下新城中野字琵琶沼306番6地先 秋田市下新城長岡字外脇151番1地先	991.70	3.60 ～ 12.10
	新	北部公民館線	秋田市下新城中野字琵琶沼306番6地先 秋田市下新城長岡字外脇151番1地先	987.70	4.00 ～ 12.10
市道	旧	下新城前谷地線	秋田市下新城中野字嶋合6番9地先 秋田市下新城中野字嶋合10番18地先	327.40	3.90 ～ 5.10
	新	下新城前谷地線	秋田市下新城中野字嶋合6番16地先 秋田市下新城中野字嶋合10番18地先	312.30	3.90 ～ 5.10
市道	旧	土崎北六丁目2号線	秋田市土崎港北六丁目30番194地先 秋田市土崎港北六丁目44番34地先	167.60	4.00 ～ 6.00
	新	土崎北六丁目2号線	秋田市土崎港北六丁目30番194地先 秋田市土崎港北六丁目44番34地先	168.60	4.00 ～ 6.00
市道	旧	長野2号線	秋田市飯島字長野3番1地先 秋田市飯島字長野3番1地先	78.50	6.80
	新	長野2号線	秋田市飯島字長野3番1地先 秋田市飯島字長野3番1地先	79.20	6.80
市道	旧	分水橋線	秋田市下新城岩城字藤巻271番地先 秋田市下新城岩城字碓47番地先	804.30	3.60 ～ 5.30
	新	分水橋線	秋田市下新城岩城字藤巻271番地先 秋田市下新城岩城字碓47番地先	799.30	3.60 ～ 10.00
市道	旧	飯島川端古道線	秋田市飯島川端一丁目117番地先 秋田市飯島字古道73番3地先	336.80	4.00 ～ 7.30
	新	飯島川端古道線	秋田市飯島川端一丁目117番地先 秋田市飯島字古道73番3地先	337.80	4.00 ～ 7.30

市道	旧	福 田 片 田 線	秋田市金足片田字深田55番 1 地先 秋田市金足片田字刈又170番 1 地先	1,146.20	4.20 ~ 7.20
	新	福 田 片 田 線	秋田市金足片田字深田55番 1 地先 秋田市金足片田字刈又170番 1 地先	1,146.20	4.20 ~ 7.60
市道	旧	天 ノ 袋 線	秋田市飯島字平右衛門田尻280番 2 地先 秋田市飯島鼠田一丁目302番 4 地先	1,112.40	3.50 ~ 11.70
	新	天 ノ 袋 線	秋田市飯島字平右衛門田尻280番 2 地先 秋田市飯島鼠田一丁目302番 4 地先	1,112.40	3.50 ~ 11.70
市道	旧	下 飯 島 5 号 線	秋田市土崎港北七丁目91番 6 地先 秋田市飯島松根西町 3 番 2 地先	482.60	3.70 ~ 7.00
	新	下 飯 島 5 号 線	秋田市土崎港北七丁目91番 6 地先 秋田市飯島松根西町 3 番 2 地先	482.60	3.70 ~ 7.00
市道	旧	下 新 城 小 友 線	秋田市下新城小友字箱館 1 番 7 地先 秋田市下新城小友字中坪20番 1 地先	1,682.90	9.50 ~ 22.50
	新	下 新 城 小 友 線	秋田市下新城小友字箱館 1 番 7 地先 秋田市下新城小友字中坪20番 1 地先	1,682.90	9.50 ~ 22.50
市道	旧	道 川 線	秋田市上新城道川字宮ノ下60番地先 秋田市上新城道川字愛染 5 番 3 地先	1,273.00	4.90 ~ 9.10
	新	道 川 線	秋田市上新城道川字宮ノ下60番地先 秋田市上新城道川字愛染 5 番 3 地先	1,269.90	4.90 ~ 10.10
市道	旧	高 岡 3 号 線	秋田市金足高岡字稻荷林118番地先 秋田市金足高岡字稻荷林270番地先	367.70	4.00 ~ 5.50
	新	高 岡 3 号 線	秋田市金足高岡字稻荷林118番地先 秋田市金足高岡字稻荷林270番地先	370.00	4.00 ~ 5.50
市道	旧	高 岡 4 号 線	秋田市金足高岡字八幡田 1 番地先 秋田市金足高岡字大面 2 番 1 地先	339.00	6.20 ~ 9.00
	新	高 岡 4 号 線	秋田市金足高岡字八幡田 1 番地先 秋田市金足高岡字大面 2 番 1 地先	350.70	6.20 ~ 9.00
市道	旧	飯 島 川 端 16 号 線	秋田市飯島川端一丁目130番 5 地先 秋田市飯島川端一丁目130番13地先	100.00	6.00
	新	飯 島 川 端 16 号 線	秋田市飯島川端一丁目130番 5 地先 秋田市飯島川端一丁目130番13地先	105.60	6.00
市道	旧	土 崎 北 六 丁 目 6 号 線	秋田市土崎港北六丁目27番48地先 秋田市土崎港北六丁目27番114地先	235.50	6.00 ~ 9.00
	新	土 崎 北 六 丁 目 6 号 線	秋田市土崎港北六丁目27番48地先 秋田市土崎港北六丁目27番114地先	240.40	6.00 ~ 9.00
市道	旧	土 崎 北 六 丁 目 7 号 線	秋田市土崎港北六丁目27番49地先 秋田市土崎港北六丁目27番74地先	215.00	6.00
	新	土 崎 北 六 丁 目 7 号 線	秋田市土崎港北六丁目27番49地先 秋田市土崎港北六丁目27番74地先	197.40	6.00
市道	旧	土 崎 北 六 丁 目 8 号 線	秋田市土崎港北六丁目27番90地先 秋田市土崎港北六丁目27番70地先	147.50	6.00
	新	土 崎 北 六 丁 目 8 号 線	秋田市土崎港北六丁目27番90地先 秋田市土崎港北六丁目27番70地先	140.80	6.00
市道	旧	土 崎 港 北 六 丁 目 9 号 線	秋田市土崎港北六丁目27番75地先 秋田市土崎港北六丁目27番79地先	75.00	6.00
	新	土 崎 港 北 六 丁 目 9 号 線	秋田市土崎港北六丁目27番75地先 秋田市土崎港北六丁目27番79地先	68.40	6.00
市道	旧	土 崎 北 六 丁 目 10 号 線	秋田市土崎港北六丁目27番90地先 秋田市土崎港北六丁目27番88地先	55.00	6.00
	新	土 崎 北 六 丁 目 10 号 線	秋田市土崎港北六丁目27番90地先 秋田市土崎港北六丁目27番88地先	46.50	6.00

2 供用開始の期日  
平成17年 3月31日

3 縦覧期間  
平成17年 3月31日から

平成17年4月13日まで

**秋田市告示第99号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第8条第4項の規定に基づき、放置禁止区域等の変更をしたので、次のとおり、同条例第8条第5項の規定により告示する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施行の期日  
平成17年5月1日
- 2 放置禁止区域等  
別紙（省略）のとおり

**秋田市告示第100号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の所在地および氏名

秋田市山王三丁目1番7号  
株式会社 友愛ビルサービス  
代表取締役 小 畑 悟

**秋田市告示第101号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、アトリオン広場地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の所在地および氏名

秋田市山王三丁目1番7号  
株式会社 友愛ビルサービス  
代表取締役 小 畑 悟

**秋田市告示第102号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号  
秋田中高年雇用福祉事業団  
代表理事 橋 村 昭 一

**秋田市告示第103号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、自転車等保管手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号  
秋田中高年雇用福祉事業団  
代表理事 橋 村 昭 一

**秋田市告示第104号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	辞 退 年月日
たんぼぼ薬局	秋田市新屋松美が丘東町 7-46	平成17年 3月2日

**秋田市告示第105号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療を担当させる機関の指定を次のとおり定めたので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示する。

平成17年3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
たんぼぼ薬局	秋田市新屋松美が丘東町 2-11	平成17年 3月3日

**教 委 告 示**

**秋田市教委告示第3号**

平成17年3月8日午後4時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成17年3月4日

秋田市教育委員会

委員長 藤 盛 節 子

付議案件

- 1 教職員人事異動に関する件

**秋田市教委告示第4号**

平成17年3月22日午後3時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成17年3月18日

秋田市教育委員会

委員長 藤 盛 節 子

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- 2 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件
- 3 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件
- 4 秋田市立小、中学校通学区区域の一部を改正する件
- 5 秋田市指定文化財の指定に関する件

6 秋田市指定文化財の解除に関する件

秋田市教委告示第5号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指

定したので、同条例第6条の規定により告示する。  
平成17年3月29日

秋田市教育委員会  
委員長 藤 盛 節 子

記

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員 数	所有者または団体名	
			住 所	氏名および団体名
有形文化財 (歴史資料)	伝久保田城杉戸	4枚	秋田市泉三嶽根10番1号	宗教法人 天徳寺 代表役員 前田 亮雄
無形文化財 (無形民俗文化財)	日吉神社山王祭		秋田市新屋日吉町10番67号	宗教法人 日吉神社 代表役員 石澤 千秋

秋田市教委告示第6号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第5条の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財を解除した

ので、同条例第6条の規定により告示する。  
平成17年3月29日

秋田市教育委員会  
委員長 藤 盛 節 子

記

秋田市指定文化財を解除する物件

種 別	名 称	員 数	所有者または団体名	
			住 所	氏名および団体名
記念物 (天然記念物)	綱掛の松	1本	秋田市榎山登町11番18号	宗教法人 仰信寺 代表役員 照井 昭善

秋田市教委告示第7号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。  
平成17年3月29日

秋田市教育委員会  
委員長 藤 盛 節 子  
秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。  
秋田市立中学校通学区域表中、

雄 和 中 学 校	
雄和妙法字	槐下、火石下、平治ヶ沢、杉田沢、薊沢、糠塚、上大部
雄和石田字	前田、上大部、中大部、下大部、苗代沢、山田、平治ヶ沢、蟹沢
雄和平沢字	蟹沢、袖又、舟津田、金沢、大部、田中、水沢、鈴田、湯ノ沢、小深田、野沢、大面、中嶋、関田沢、三替沢、白山、桜屋、湯壺、白根館
雄和下黒瀬字	野中、町屋敷、湯野目、湯野沢、白根沢、黒瀬沢、上谷地、岩野沢、下谷地
雄和椿川字	関田、地張山、方福、館の下、安養寺、鹿野戸、小鹿野戸、長者屋敷、堤根、袖ノ沢、前椿岱、平脇、川端、中村、烏帽子森、仏供田、石坂上、鹿野戸谷地、滝ノ沢、大又、奥椿岱、軽井沢、小田清水、岡崎、小友沢、中里、馬坂上、山籠、駒坂台、中台
雄和田草川字	大又、本田、太田、山崎、沖村、山崎山、高野、大沢口、川向、船ヶ沢
雄和芝野新田字	前田、寺沢、中台、上窪、中嶋、上谷地、野開、前谷地、辛谷地、新堰下、上堰下、寺沢家下、下袋、山崎谷地
雄和種沢字	小向野、宮ノ前、館ヶ沢、野中、前田、沼田、堤ヶ沢、大沢、岩瀬、山王堂、中村、金崎、太子前、上谷畑、記念田、潜龍寺前、柳林、才ノ神、荒巻、川崎、稲荷前、山田、平台、片替、釜ヶ沢、山口、戸草沢、下谷畑、道女木、熊野堂、中島
雄和平尾鳥字	広面、藤森、竹ノ花、野田、中村、金井田、善知鳥、築場、中田、中山、西野、田向、臼ヶ沢、細田、外ノ沢、修羅沢、大巻、長滝、下野、蒲田、長田、田ノ沢、西ノ沢、馬落、小平、柳沢、中谷地、古道沢、森ノ前、石名沢、平尾鳥
雄和女米木字	白川、高麓沢、蛇崩沢、川崎、宝生口、猫沢、石川、長面、山崎、六百刈、水里、柳原

雄和 戸賀沢字	御江田、片田、金山沢、五石前、宮田沢、九巻、中島
雄和相川字	高清水、下野、台林、上野、銅屋、吉田、新聞、松山下、小杉前、金吉田、山崎、畑田、源八沢、大菅場、中野、北ヶ沢、小谷地、新下野、新丸谷地、河原崎、稗田沢、小滝、滝ノ沢、新開、高野、後野、向田表、薬師前、八神沢、井戸ノ下、大沢、筋ヶ沢、会沢、五百刈田表

を

大 正 寺 中 学 校	
雄和 萱ヶ沢字	館ノ腰、船引沢、二古沢、萱ヶ沢、堤ヶ沢、命ヶ沢、中田、杉菜沢、桂沢、柳沢、土場、大台、大刈沢、三福、大平沢、比丘尼屋敷、又三郎沢、土橋、中ノ沢、西風沢、道ノ下、真木屋、熊留沢、トンテン、白川、西ノ沢、館坂、芳ヶ沢、ツボカエ、寺ノ沢、船ヶ沢、東ヶ沢、四升取、大森沢、金ヶ沢、ハサバ沢、大又、中山沢、三枚田、猿道ヶ沢、家ノ沢、七曲り、雪代、十八坂、甚右エ門沢、元屋敷、土場尻、餅搗沢、滝ノ沢、太平沢尻、拾枚田、寄合、大平沢頭、後口沢、二タノ沢、坂ノ下、二タノ沢頭、中ノ沢頭、小沢、西風沢頭、和合、戸河沢、八木山沢
雄和碓田字	祭田、梵天野、段ノ前、宮ノ前、鍋カラス、コエバ、柴坂、古倉野、中村、クネソエ、クツハミ、南ノ前、中ノ沢、下山田、ハバキ田、トウツラ沢、シコウ沢、三口沢、上山田、滑沢
雄和 神ヶ村字	陳笠、上開、助沢、大橋、舟卸、窪、杉腰、西ノ沢、脇坂、妙角、家ノ沢、中村、才東、大金、菅福、稗鳥、西又、東又、中崎、西脇、大黒沢、下戸、壺景、小山、大柳、田ヶ沢、倉腰、大畑、大弓、中沢
雄和新波字	志田野、新町、本屋敷、竹ノ花、樋口、寺沢、清水木、碓り、山崎、下モ野、大巻、袋野、後口沢、奥寺沢、大袋、志開、新本屋敷
雄和向野字	仏ノ前、前開、牛ノ首、吹欠下、源藤太郎、築土手、下タ野、大川端、鯨沢、中野、上野、桔梗台、松谷地、高野、向野
雄和 左手子字	清水下、白川袋、岩城沢、板沢、前谷地、碓、雁道沢、上野、尺野木沢、中野台
雄和繫字	金輪神、上繫、十二ヶ沢、脇ノ沢、曾根、北ノ俣、内山、梵天野、宿、上田面、上舞台、下モ谷地、内山沢、南沢、五枚開、新開、西ノ沢、一ノ坂、大平、二ノ沢、小桧山沢、島ノ腰、大森、薊台、堀切沢、笠台、石花、滝ノ沢、栗木長根、土沢、繫、桧山沢

雄 和 中 学 校	
雄和妙法字	槐下、火石下、平治ヶ沢、杉田沢、薊沢、糠塚、上大部
雄和石田字	前田、上大部、中大部、下大部、苗代沢、山田、平治ヶ沢、蟹沢
雄和平沢字	蟹沢、袖又、舟津田、金沢、大部、田中、水沢、鈴田、湯ノ沢、小深田、野沢、大面、中嶋、関田沢、三替沢、白山、桜屋、湯壺、白根館
雄和 下黒瀬字	野中、町屋敷、湯野目、湯野沢、白根沢、黒瀬沢、上谷地、岩野沢、下谷地
雄和椿川字	関田、地張山、方福、館の下、安養寺、鹿野戸、小鹿野戸、長者屋敷、堤根、袖ノ沢、前椿岱、平脇、川端、中村、烏帽子森、仏供田、石坂上、鹿野戸谷地、滝ノ沢、大又、奥椿岱、軽井沢、小田清水、岡崎、小友沢、中里、馬坂上、山籠、駒坂台、中台
雄和 田草川字	大又、本田、太田、山崎、沖村、山崎山、高野、大沢口、川向、船ヶ沢
雄和 芝野新田字	前田、寺沢、中台、上窪、中嶋、上谷地、野開、前谷地、辛谷地、新堰下、上堰下、寺沢家下、下袋、山崎谷地
雄和種沢字	小向野、宮ノ前、館ヶ沢、野中、前田、沼田、堤ヶ沢、大沢、岩瀬、山王堂、中村、金崎、太子前、上谷畑、記念田、潜龍寺前、柳林、才ノ神、荒巻、川崎、稲荷前、山田、平台、片替、釜ヶ沢、山口、戸草沢、下谷畑、道女木、熊野堂、中島
雄和 平尾鳥字	広面、藤森、竹ノ花、野田、中村、金井田、善知鳥、築場、中田、中山、西野、田向、臼ヶ沢、細田、外ノ沢、修羅沢、大巻、長滝、下野、蒲田、長田、田ノ沢、西ノ沢、馬落、小平、柳沢、中谷地、古道沢、森ノ前、石名沢、平尾鳥
雄和 女米木字	白川、高麓沢、蛇崩沢、川崎、宝生口、猫沢、石川、長面、山崎、六百刈、水里、柳原
雄和 戸賀沢字	御江田、片田、金山沢、五石前、宮田沢、九巻、中島
雄和相川字	高清水、下野、台林、上野、銅屋、吉田、新聞、松山下、小杉前、金吉田、山崎、畑田、源八沢、大菅場、中野、北ヶ沢、小谷地、新下野、新丸谷地、河原崎、稗田沢、小滝、滝ノ沢、新開、高野、後野、向田表、薬師前、八神沢、井戸ノ下、大沢、筋ヶ沢、会沢、五百刈田表

に

雄和 萱ヶ沢字	館ノ腰、船引沢、二古沢、萱ヶ沢、堤ヶ沢、命ヶ沢、中田、杉菜沢、桂沢、柳沢、土場、大台、大刈沢、三福、大平沢、比丘尼屋敷、又三郎沢、土橋、中ノ沢、西風沢、道ノ下、真木屋、熊留沢、トンテン、白川、西ノ沢、館坂、芳ヶ沢、ツボカエ、寺ノ沢、船ヶ沢、東ヶ沢、四升取、大森沢、金ヶ沢、ハサバ沢、大又、中山沢、三枚田、猿道ヶ沢、家ノ沢、七曲り、雪代、十八坂、甚右エ門沢、元屋敷、土場尻、餅搗沢、滝ノ沢、太平沢尻、拾枚田、寄合、大平沢頭、後口沢、二タノ沢、坂ノ下、二タノ沢頭、中ノ沢頭、小沢、西風沢頭、和合、戸河沢、八木山沢
雄和碓田字	祭田、梵天野、段ノ前、宮ノ前、鍋カラス、コエバ、柴坂、古倉野、中村、クネソエ、クツハミ、南ノ前、中ノ沢、下山田、ハバキ田、トウツラ沢、シコウ沢、三口沢、上山田、滑沢
雄和 神ヶ村字	陳笠、上開、助沢、大橋、舟卸、窪、杉腰、西ノ沢、脇坂、妙角、家ノ沢、中村、才東、大金、菅福、稗鳥、西又、東又、中崎、西脇、大黒沢、下戸、壺景、小山、大柳、田ヶ沢、倉腰、大畑、大弓、中沢
雄和新波字	志田野、新町、本屋敷、竹ノ花、樋口、寺沢、清水木、碓り、山崎、下モ野、大巻、袋野、後口沢、奥寺沢、大袋、志開、新本屋敷
雄和向野字	仏ノ前、前開、牛ノ首、吹欠下、源藤太郎、築土手、下夕野、大川端、鯨沢、中野、上野、桔梗台、松谷地、高野、向野
雄和 左手子字	清水下、白川袋、岩城沢、板沢、前谷地、碓、雁道沢、上野、尺野木沢、中野台
雄和繁字	金輪神、上繫、十二ヶ沢、脇ノ沢、曾根、北ノ俣、内山、梵天野、宿、上田面、上舞台、下モ谷地、内山沢、南沢、五枚開、新開、西ノ沢、一ノ坂、大平、二ノ沢、小松山沢、島ノ腰、大森、薊台、堀切沢、笠台、石花、滝ノ沢、栗木長根、土沢、繫、松山沢

改める。

附 則

施行期日は、平成17年4月1日とする。

秋田市教委告示第8号

平成17年4月1日午後4時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成17年3月30日

秋田市教育委員会

委員長 藤 盛 節 子

付議案件

- 1 教育長の選任に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第36号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条の規定により秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙を次のとおり行う。

平成17年3月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 選挙の期日 平成17年3月8日
- 2 投票の時間 午前9時から午後4時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数
  - 第1選挙区 19人
  - 第2選挙区 13人

秋市選管告示第37号

平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者ならびに選挙立会人を次のとおり選任した。

平成17年3月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

秋田市旭川筋土地改良区 総代の総選挙

選挙長・同職務代理者・選挙立会人

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市外旭川字堂ノ前 108番地	加賀屋 金 雄
	職 務 代理者	秋田市外旭川字梶ノ目 91番地の6	谷 々 兼 一
	選 挙 立会人	秋田市外旭川字家ノ前 52番地	関 谷 甚 一
	選 挙 立会人	秋田市外旭川字梶ノ目 160番地	佐 藤 金 茂
第 2 選挙区	選挙長	秋田市旭川新藤田東町 9番19号	高 橋 忠 夫
	職 務 代理者	秋田市添川字添川171 番地の1	船 木 洋 悦
	選 挙 立会人	秋田市広面字二ツ屋14 番地	佐々木 秀 直
	選 挙 立会人	秋田市泉三嶽根6番5 号	高 橋 清 一

秋市選管告示第38号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を本市の選挙人名簿から抹消した。

平成17年3月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

抹消した者の氏名等 別紙（省略）のとおり

秋市選管告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりである。

平成17年3月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 50分の1の数 5,402人
- 2 3分の1の数 90,027人

当選した者の氏名および住所は次のとおりである。

平成17年3月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

秋市選管告示第40号

平成17年3月2日執行の雄和土地改良区総代の総選挙において、

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成17年 2月23日	工 藤 博	男	秋田市雄和新波字新町166番地	昭和27年4月28日	農 業
2	平成17年 2月23日	岡 部 廉	男	秋田市雄和新波字新町111番地	昭和8年7月3日	農 業
3	平成17年 2月23日	佐々木 了	男	秋田市雄和新波字樋口25番地	昭和20年1月13日	農 業
4	平成17年 2月23日	齊 藤 悦 郎	男	秋田市雄和新波字新町104番地	昭和18年9月5日	農 業
5	平成17年 2月23日	工 藤 泰 嗣	男	秋田市雄和新波字清水木80番地 1	昭和23年3月2日	農 業
6	平成17年 2月23日	岡 部 賢 一	男	秋田市雄和新波字新町120番地	昭和22年4月10日	農 業
7	平成17年 2月23日	横 田 定 和	男	秋田市雄和新波字大巻189番地	昭和26年5月27日	農 業
8	平成17年 2月23日	工 藤 省 悟	男	秋田市雄和新波字清水木141番地 4	昭和25年11月2日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成17年 2月23日	浅 野 建 一	男	秋田市雄和向野字前開34番地	昭和24年1月5日	会 社 役 員
2	平成17年 2月23日	佐々木 善 衛	男	秋田市雄和左手子字白川袋61番地	昭和27年8月4日	農 業
3	平成17年 2月23日	浅 野 幹 夫	男	秋田市雄和向野字佛ノ前42番地	昭和22年11月30日	農 業
4	平成17年 2月23日	那 須 直 仁	男	秋田市雄和向野字前開30番地	昭和34年2月4日	農 業
5	平成17年 2月23日	浅 野 省 三	男	秋田市雄和向野字前開35番地	昭和22年6月15日	農 業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成17年 2月23日	齊 藤 善 彦	男	秋田市雄和繫字上田面32番地	昭和27年1月1日	農 業
2	平成17年 2月23日	齊 藤 慎 悦	男	秋田市雄和繫字上田面23番地	昭和12年1月12日	農 業
3	平成17年 2月23日	工 藤 博	男	秋田市雄和繫字宿114番地	昭和24年2月21日	農 業
4	平成17年 2月23日	工 藤 忠 兵 衛	男	秋田市雄和繫字曾根58番地	昭和19年5月1日	農 業
5	平成17年 2月23日	齊 藤 修 司	男	秋田市雄和繫字上田面22番地	昭和21年3月23日	農 業



第4選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成17年 2月23日	鈴木 祐 喜	男	秋田市雄和神ヶ村字西又18番地	昭和37年1月15日	農林業
2	平成17年 2月23日	工 藤 孝 二	男	秋田市雄和神ヶ村字杉腰168番地	昭和14年1月10日	農 業
3	平成17年 2月23日	佐々木 尚 登	男	秋田市雄和神ヶ村字中崎39番地2	昭和31年11月25日	施 設 職 員
4	平成17年 2月23日	齊 藤 安 孝	男	秋田市雄和神ヶ村字才東33番地	昭和34年7月30日	農 業
5	平成17年 2月23日	福 原 一 博	男	秋田市雄和神ヶ村字大橋222番地	昭和25年8月30日	地 方 公務員
6	平成17年 2月23日	菅 野 俊 夫	男	秋田市雄和神ヶ村字窪102番地	昭和21年8月28日	農 業
7	平成17年 2月23日	渡 部 金一郎	男	秋田市雄和神ヶ村字上開22番地	昭和16年10月20日	農 業

第5選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成17年 2月23日	鎌 田 勇	男	秋田市雄和碓田字宮ノ前33番地1	昭和28年12月21日	農 業
2	平成17年 2月23日	那 須 博	男	秋田市雄和碓田字中村77番地	昭和30年7月15日	農 業
3	平成17年 2月23日	那 須 浩 司	男	秋田市雄和碓田字梵天野58番地2	昭和32年1月2日	会社員
4	平成17年 2月23日	細 谷 孝 悦	男	秋田市雄和碓田字梵天野41番地	昭和23年6月24日	農 業

第6選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成17年 2月23日	加 藤 高	男	秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰89番地	昭和23年5月14日	農 業
2	平成17年 2月23日	加 藤 繁 男	男	秋田市雄和萱ヶ沢字船ヶ沢4番地	昭和17年12月18日	農 業
3	平成17年 2月23日	工 藤 三 男	男	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢56番地	昭和23年10月17日	団 体 職 員
4	平成17年 2月23日	佐々木 強	男	秋田市雄和萱ヶ沢字ニタノ沢40番地	昭和25年8月23日	農 業
5	平成17年 2月23日	打 矢 美 文	男	秋田市雄和萱ヶ沢字又三郎沢4番地2	昭和33年2月18日	団 体 職 員
6	平成17年 2月23日	齊 藤 良 春	男	秋田市雄和萱ヶ沢字真木屋11番地	昭和25年1月25日	農 業
7	平成17年 2月23日	佐々木 正 夫	男	秋田市雄和萱ヶ沢字トンテン347番地2	昭和17年9月16日	農 業

(以 下 略)

秋市選管告示第41号

平成17年3月2日執行の雄和土地改良区総代の総選挙において  
当選した次の者に、平成17年3月3日当選証書を附与した。

平成17年3月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

秋市選管告示第42号

平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙  
において、当選した者の氏名および住所は次のとおりである。

平成17年3月9日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆

## 第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成17年 3月1日	佐 藤 久 志	男	秋田市寺内字三千刈140番地	昭和21年1月25日	農 業
2	平成17年 3月1日	加賀屋 行 雄	男	秋田市將軍野南四丁目2番8号	昭和17年3月21日	農 業
3	平成17年 3月1日	小 野 光 義	男	秋田市外旭川字神田272番地	昭和29年9月30日	農 業
4	平成17年 3月1日	佐 藤 隆 雄	男	秋田市外旭川字南沢81番地	昭和9年8月1日	農 業
5	平成17年 3月1日	小 野 賢 一	男	秋田市外旭川字梶ノ目237番地	昭和27年3月9日	農 業
6	平成17年 3月1日	佐 藤 昭 市	男	秋田市外旭川字前谷地112番地	昭和25年1月27日	農 業
7	平成17年 3月1日	小 野 秋 由	男	秋田市外旭川字神田358番地	昭和23年11月14日	農 業
8	平成17年 3月1日	嵯 峨 幸 一	男	秋田市外旭川字蒲沼250番地	昭和11年7月10日	農 業
9	平成17年 3月1日	若 狭 清 美	男	秋田市上新城中字家ノ後219番地	昭和6年11月3日	農 業
10	平成17年 3月1日	鎌 田 重 美	男	秋田市將軍野向山4番35号	昭和13年10月24日	会 社 員
11	平成17年 3月1日	石 塚 勘 一	男	秋田市外旭川八幡田一丁目18番41号	昭和15年7月15日	自 営 業
12	平成17年 3月1日	佐 藤 清 廣	男	秋田市外旭川字梶ノ目124番地	昭和21年10月18日	農 業
13	平成17年 3月1日	三 浦 鋭 美	男	秋田市將軍野南五丁目2番2号	昭和16年12月22日	農 業
14	平成17年 3月1日	児 玉 勉	男	秋田市外旭川八幡田一丁目11番32号	昭和23年1月5日	農 業
15	平成17年 3月1日	佐 藤 勲	男	秋田市外旭川字家ノ前279番地	昭和18年1月21日	農 業
16	平成17年 3月1日	荻 原 正 治	男	秋田市外旭川字松崎220番地の3	昭和11年7月31日	農 業
17	平成17年 3月1日	加賀屋 諄 一	男	秋田市外旭川字前谷地82番地	昭和15年8月17日	農 業
18	平成17年 3月1日	小 野 彰	男	秋田市外旭川字梶ノ目485番地	昭和22年7月15日	農 業
19	平成17年 3月1日	中 村 俊 静	男	秋田市外旭川字南沢63番地	昭和9年12月15日	農 業

## 第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成17年 3月1日	布 川 専 一	男	秋田市保戸野原の町6番26号	昭和25年4月26日	農 業
2	平成17年 3月1日	古 井 金 壽	男	秋田市寺内児桜一丁目5番19号	昭和8年11月3日	農 業
3	平成17年 3月1日	松 洩 勝 二	男	秋田市手形字蛇野42番地	大正15年3月10日	農 業
4	平成17年 3月1日	本 間 茂	男	秋田市八橋本町二丁目12番26号	大正6年11月25日	農 業

5	平成17年 3月1日	米 塚 善悦朗	男	秋田市添川字添川21番地	大正15年3月15日	農 業
6	平成17年 3月1日	石 塚 鉄 雄	男	秋田市泉三嶽根9番25号	昭和2年4月6日	無 職
7	平成17年 3月1日	中 山 次 夫	男	秋田市濁川字口ノ田47番地の3	昭和16年2月12日	農 業
8	平成17年 3月1日	米 塚 金 吾	男	秋田市添川字添川18番地	昭和10年6月5日	農 業
9	平成17年 3月1日	渋谷 幸 和	男	秋田市川尻総社町17番7号	昭和22年7月1日	農 業
10	平成17年 3月1日	藤 澤 一 正	男	秋田市広面字二ツ屋35番地の1	昭和6年9月7日	農 業
11	平成17年 3月1日	佐々木 弘	男	秋田市広面字二ツ屋23番地の1	昭和3年8月21日	農 業
12	平成17年 3月1日	杉 館 二 郎	男	秋田市外旭川字山崎246番地3	昭和8年7月9日	農 業
13	平成17年 3月1日	荻 原 富 雄	男	秋田市泉馬場11番7号	昭和26年4月9日	農 業

**秋市選管告示第43号**

平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙において当選した次の者に、平成17年3月9日当選証書を附与した。

平成17年3月9日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

(以下略)

**秋市選管告示第44号**

平成17年4月17日執行予定の秋田県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めた。

平成17年3月23日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

(次のよう略)

**秋市選管告示第45号**

平成17年4月17日執行予定の秋田県知事選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書きの規定により、期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を次のとおり定めた。

平成17年3月23日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

秋田駅東西連絡自由通路	開く時刻 午前9時
秋田市岩見三内連絡所	閉じる時刻午後5時
秋田市大正寺連絡所	閉じる時刻午後5時

**秋市選管告示第46号**

平成17年4月17日執行予定の秋田県知事選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により、投票所を閉じる時刻を次のとおり定めた。

平成17年3月23日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで  
閉鎖する時刻 午後7時

**秋市選管告示第47号**

平成17年3月30日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供する。

平成17年3月25日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成17年3月31日から  
平成17年3月31日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

**秋市選管告示第48号**

平成17年4月17日執行予定の秋田県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のとおり変更した。

平成17年3月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

(以下略)

**秋市選管告示第49号**

平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のように定めた。

平成17年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成17年3月31日  
午後5時30分

**秋市選管告示第50号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を本市の選挙人名簿から抹消した。

平成17年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

抹消した者の氏名等 別紙（省略）のとおり

**秋市選管告示第51号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりである。

平成17年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 50分の1の数 5,407人
- 2 3分の1の数 90,110人

**秋市選管告示第52号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第7項の規定により投票区を指定し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により指定関係投票区を次のとおり定めた。

平成17年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

指定投票区	秋田市第78投票区（秋田市役所）
指定関係投票区	秋田市第78投票区以外すべての投票区

**秋市選管告示第53号**

平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における投票所を次のように定めた。

平成17年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

投 票 所 一 覧

投票区	投票所名	住 所
1	八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2番27号
2	市立保戸野小学校	保戸野すわ町9番60号
3	県立秋田北高等学校	千秋中島町8番1号
4	市立八橋小学校	八橋大沼町7番1号
5	旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4番15号
6	市立旭南小学校	旭南一丁目15番1号
7	市立川尻小学校	川尻みよし町8番31号
8	秋田経済法科大学附属幼稚園	茨島四丁目1番20号

9	南部公民館	牛島東六丁目4番5号
10	牛島児童館	牛島東一丁目2番7号
11	市立秋田南中学校	南通宮田15番1号
12	榑山地区コミュニティセンター	榑山南中町1番9号
13	市立東小学校	東通二丁目11番1号
14	市立中通小学校	中通五丁目8番22号
15	秋田県立衛生看護学院	千秋久保田町6番10号
16	市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	広面児童館	広面字蟹沢29番地
18	市立旭川小学校	手形字オノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根1番6号
20	添川公民館	添川字添川147番地の1
21	杉の木園	山内字上台15番地2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地の5
23	太平地域センター	太平日長崎字沼田42番地
24	市立太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢2番地1
26	市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目1番29号
28	下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地の1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29番地の1
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田県農業協同組合教育研修所	仁井田字小中島185番地2
34	市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号
35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番地3

36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当场2番地の3	63	市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目2番1号
37	勝平児童館	新屋松美町6番1号	64	北部公民館	下新城中野字前谷地263番地
38	西部公民館	新屋元町15番14号	65	下新城地域センター	下新城笠岡字堰場193番地
39	市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号	66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
40	新屋支所	新屋扇町12番35号	67	上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地の5
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地の7	68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下85番地
42	浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地6	69	上新城小又公民館	上新城小又字落合7番地
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碓11番地の1	70	県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地の4
44	豊岩地域センター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1	71	市立金足西小学校	金足大清水字大清水台1番地
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田4番地の1	72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地	73	金足東幼児園	金足片田字待入109番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋77番地	74	東部公民館	広面字釣瓶町13番地の3
48	下浜羽川部落会館	下浜羽川字二十町79番地	75	市立泉中学校	泉北二丁目6番1号
49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地	76	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
50	市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地	77	南浜共同作業所	新屋南浜町7番10号
51	土崎支所	土崎港西三丁目10番25号	78	秋田市役所	山王一丁目1番1号
52	市立土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号	79	大住児童館	仁井田字西瀧敷33番地
53	市立港北小学校	土崎港北四丁目6番1号	80	南地区コミュニティセンター	御野場一丁目5番1号
54	県立聾学校	土崎港北二丁目17番70号	81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地の2
55	市立土崎南小学校	土崎港東一丁目6番39号	82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
56	市立将軍野中学校	将軍野南一丁目12番1号	83	市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
57	市立寺内小学校	寺内堂ノ沢二丁目14番1号	84	市立桜小学校	桜四丁目12番1号
58	市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地2	85	外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
59	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目8番8号	86	市立御所野小学校	御所野元町五丁目1番1号
60	市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越8番	87	市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目1番2号
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地	88	市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
62	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5番22号	89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号

90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地2
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地1
92	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地1
93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地2
95	田尻公民館	河辺三内字田尻下野田49番地1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地6
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地2
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地1
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地3
101	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地1
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
103	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村59番地
105	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地2
106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋227番地1
107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地3
109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂41番地
111	平尾鳥自治会館	雄和平尾鳥字田向158番地1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢児童館	雄和戸賀沢字御江田181番地

114	相川コミュニティセンター	雄和相川字上野111番地
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	雄和農村環境改善センター	雄和妙法字上大部48番地1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地1

秋市選管告示第54号

平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所を次のように定めた。

平成17年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

期 日 前 投票所名	所 在 地	設置する期間
秋田市選挙管理委員会	秋田市山王一丁目2番34号	平成17年4月1日から平成17年4月16日まで
秋田市土崎支所	秋田市土崎港西三丁目10番25号	平成17年4月1日から平成17年4月16日まで
秋田市新屋支所	秋田市新屋扇町12番35号	平成17年4月1日から平成17年4月16日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市榊山字長沼27番地3	平成17年4月1日から平成17年4月16日まで
秋田市河辺市民センター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	平成17年4月1日から平成17年4月16日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	平成17年4月1日から平成17年4月16日まで
秋田市雄和市民センター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	平成17年4月1日から平成17年4月16日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	平成17年4月1日から平成17年4月16日まで

秋市選管告示第55号

平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成17年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

平成17年4月17日執行 秋田県知事選挙  
投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区(投票所)	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目3番25号	片 岡 強

(八橋地区コミセン)	職務代理者	秋田市八橋巖沼町3番26号	服 部 芳 久
秋 田 市 第 2 投 票 区	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町7番15号	松 木 仁
(保戸野小)	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地2	八木橋 久美
秋 田 市 第 3 投 票 区	投票管理者	秋田市飯島松根東町4番18号	北 島 学
(北 高)	職務代理者	秋田市千秋北の丸5番82号	竹 内 康
秋 田 市 第 4 投 票 区	投票管理者	秋田市八橋イサノ二丁目6番3号	田 仲 雅 美
(八 橋 小)	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目9番8号	赤 川 孝 則
秋 田 市 第 5 投 票 区	投票管理者	秋田市牛島東五丁目6番46号	齋 藤 清
(旭北地区コミセン)	職務代理者	秋田市保戸野すわ町9番38号	島 田 好 雅
秋 田 市 第 6 投 票 区	投票管理者	秋田市大町二丁目6番6号	黒 澤 光 伸
(旭 南 小)	職務代理者	秋田市新屋大川町25番3号	児 玉 優
秋 田 市 第 7 投 票 区	投票管理者	秋田市川尻上野町2番14号	相 場 善 治
(川 尻 小)	職務代理者	秋田市港北松野町5番14号	佐 藤 克 彦
秋 田 市 第 8 投 票 区	投票管理者	秋田市八橋イサノ一丁目15番20号	加 賀 谷 睦 知
(経法大附属幼稚園)	職務代理者	秋田市寺内大小路3番13号	前 田 秀 樹
秋 田 市 第 9 投 票 区	投票管理者	秋田市楢山城南新町17番21号	佐々木 貴
(南部公民館)	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目5番52号	伊 藤 清 弥
秋 田 市 第 10 投 票 区	投票管理者	秋田市牛島東五丁目2番43号	川 村 勝 美
(牛島児童館)	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋 田 市 第 11 投 票 区	投票管理者	秋田市楢山本町10番18号	小 熊 伸 司
(秋 田 南 中)	職務代理者	秋田市新屋表町10番10号	大 門 哲
秋 田 市 第 12 投 票 区	投票管理者	秋田市大町一丁目5番39号	大 高 三 雄
(楢山地区コミセン)	職務代理者	潟上市天王字長沼144番地6	鈴 木 忍
秋 田 市 第 13 投 票 区	投票管理者	秋田市東通観音前6番25号	利 部 勉
(東 小)	職務代理者	秋田市外旭川字前谷地248番地の2	松 前 克 美
秋 田 市 第 14 投 票 区	投票管理者	秋田市御所野元町五丁目2番1号	多 田 正 明
(中 通 小)	職務代理者	秋田市楢山本町10番41号	永 田 誠 一

秋 田 市 第 15 投 票 区 ( 県 立 衛 生 看 護 学 院 )	投票管理者	秋田市千秋明德町4番51号	秋 山 修 次
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島826番地193	中 西 博 己
秋 田 市 第 16 投 票 区 ( 秋 田 東 中 )	投票管理者	秋田市下北手松崎字碓6番地6	渡 邊 光 雄
	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地3	佐々木 廣 次
秋 田 市 第 17 投 票 区 ( 広 面 児 童 館 )	投票管理者	秋田市手形山北町8番3号	中 田 明 朗
	職務代理者	秋田市大平台四丁目6番8号	伊 藤 樹 悦
秋 田 市 第 18 投 票 区 ( 旭 川 小 )	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字古川敷1番地15	加 藤 育 広
秋 田 市 第 19 投 票 区 ( 泉 公 民 館 )	投票管理者	秋田市旭川南町16番10号	佐 藤 義 敏
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目5番91号	細 川 公 一
秋 田 市 第 20 投 票 区 ( 添 川 公 民 館 )	投票管理者	秋田市保戸野八丁7番15号	佐 藤 夙
	職務代理者	秋田市濁川字口ノ田47番地の1	船 木 義 則
秋 田 市 第 21 投 票 区 ( 杉 の 木 園 )	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地5	高 橋 重 喜
	職務代理者	秋田市土崎港北五丁目2番18号	水 戸 瀬 秋 広
秋 田 市 第 22 投 票 区 ( 太 平 八 田 公 民 館 )	投票管理者	秋田市太平八田字八田187番地	鎌 田 諄
	職務代理者	秋田市太平目長崎字滝瀬36番地	森 合 和 美
秋 田 市 第 23 投 票 区 ( 太 平 地 域 セ ン タ ー )	投票管理者	秋田市太平目長崎字上目長崎225番地	嵯 峨 巍
	職務代理者	秋田市東通五丁目3番27号	嵯 峨 博 文
秋 田 市 第 24 投 票 区 ( 太 平 中 )	投票管理者	秋田市太平中関字平形53番地	工 藤 繁 一
	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長 谷 部 亨
秋 田 市 第 25 投 票 区 ( 太 平 館 越 町 内 会 館 )	投票管理者	秋田市太平黒沢字野崎136番地	佐々木 喜 徳
	職務代理者	秋田市太平黒沢字稲荷34番地	佐 藤 勇 正
秋 田 市 第 26 投 票 区 ( 山 谷 小 )	投票管理者	秋田市太平山谷字地主46番地	鈴 木 一 右 門
	職務代理者	秋田市新屋天秤野6番31号	佐々木 修
秋 田 市 第 27 投 票 区 ( こ ま ど り 幼 稚 園 )	投票管理者	秋田市横森五丁目3番10号	伊 東 孝 平
	職務代理者	秋田市下北手梨平字向田54番地の2	長 谷 部 秀 徳
秋 田 市 第 28 投 票 区	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴 田 守



(下北手地域センター)	職務代理者	秋田市下北手柳館字前田面120番地の10	佐々木 俊 一
秋 田 市 第 29 投 票 区	投票管理者	秋田市下北手柳館字和田19番地の1	玉 井 春 悦
(下北手宝川公民館)	職務代理者	秋田市下北手松崎字谷崎86番地	進 藤 照 美
秋 田 市 第 30 投 票 区	投票管理者	秋田市上北手猿田字後谷地110番地	熊 谷 勝 勝
(上北手地域センター)	職務代理者	秋田市東通観音前4番30号	黒 崎 博 正
秋 田 市 第 31 投 票 区	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸58番地	後 藤 誠 義
(上北手大戸公民館)	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地4	須 田 浩 明
秋 田 市 第 32 投 票 区	投票管理者	秋田市上北手大山田字大平沢25番地	嵯 峨 久 一 郎
(上北手古野公民館)	職務代理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地の2	今 野 芳 夫
秋 田 市 第 33 投 票 区	投票管理者	秋田市仁井田新田一丁目12番22号	小 松 玲 二
(農協教育研修所)	職務代理者	秋田市仁井田新田二丁目4番27号	伊 藤 剛
秋 田 市 第 34 投 票 区	投票管理者	秋田市仁井田本町五丁目13番26号	伊 藤 四 郎
(仁 井 田 小)	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目4番23号	今 野 三 悦
秋 田 市 第 35 投 票 区	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林37番地3	加 賀 長 次
(四ツ小屋駅前公民館)	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地	榎 仁 司
秋 田 市 第 36 投 票 区	投票管理者	秋田市四ツ小屋字街道東4番4号	伊 藤 勲
(四ツ小屋幼稚園)	職務代理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎 昌 範
秋 田 市 第 37 投 票 区	投票管理者	秋田市新屋松美ガ丘南町9番6号	菅 原 由 春
(勝平児童館)	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町7番16号	大 門 義 廣
秋 田 市 第 38 投 票 区	投票管理者	秋田市外旭川字前谷地1番地7	高 橋 明 道
(西 部 公 民 館)	職務代理者	秋田市大町五丁目6番12号	神 田 清 武
秋 田 市 第 39 投 票 区	投票管理者	秋田市新屋扇町1番13号	高 橋 清
(西 中)	職務代理者	秋田市新屋日吉町40番12号	塚 田 敏 春
秋 田 市 第 40 投 票 区	投票管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博
(新 屋 支 所)	職務代理者	秋田市泉北一丁目17番14号	高 田 全
秋 田 市 第 41 投 票 区	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊 春
(浜田内浜田会館)	職務代理者	秋田市新屋栗田町17番31号	佐々木 康 雄

秋 田 市 第 42 投 票 区	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相 場 義 信
(浜田地区コミセン)	職務代理者	秋田市榎山金照町6番25-4号	赤 上 智
秋 田 市 第 43 投 票 区	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字碓1番地の3	安 田 欽 一
(豊岩石田坂公民館)	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字大日沢33番地	小 笠 原 利 美
秋 田 市 第 44 投 票 区	投票管理者	秋田市御野場新町一丁目20番22号	渡 邊 勇 次
(豊岩地域センター)	職務代理者	秋田市新屋松美ガ丘北町10番2号	田 口 清 昭
秋 田 市 第 45 投 票 区	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定
(豊岩小山公民館)	職務代理者	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池 田 藤 彦
秋 田 市 第 46 投 票 区	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川45番地	小 野 勇 一
(下浜桂根公民館)	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目5番4号	伊 藤 弘
秋 田 市 第 47 投 票 区	投票管理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋62番地	伊 藤 正 弘
(下浜長浜公民館)	職務代理者	秋田市下浜羽川字家の腰33番地の4	平 塚 久 訓
秋 田 市 第 48 投 票 区	投票管理者	秋田市下浜羽川字横長根29番地4	鈴 木 金 彌
(下浜羽川部落会館)	職務代理者	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹
秋 田 市 第 49 投 票 区	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字浦田170番地	安 藤 稔
(下浜名ヶ沢公民館)	職務代理者	秋田市川尻みよし町14番33号	須 田 志 美 男
秋 田 市 第 50 投 票 区	投票管理者	秋田市下浜八田字水無38番地	伊 藤 英 一
(八 田 小)	職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地の7	佐 藤 誠 晃
秋 田 市 第 51 投 票 区	投票管理者	秋田市土崎港北四丁目5番27号	佐 藤 与 志 郎
(土 崎 支 所)	職務代理者	南秋田郡五城目町高崎字田中22番8号	金 野 嘉 博
秋 田 市 第 52 投 票 区	投票管理者	秋田市土崎港西四丁目1番13号	秦 孝 二
(土 崎 小)	職務代理者	秋田市飯島字堀川78番地	中 島 修
秋 田 市 第 53 投 票 区	投票管理者	秋田市土崎港中央二丁目4番40号	佐 藤 憲 彦
(港 北 小)	職務代理者	秋田市外旭川字神田791番地5	越 後 谷 優
秋 田 市 第 54 投 票 区	投票管理者	秋田市泉一ノ坪4番26号	倉 田 教 夫
(ろ う 学 校)	職務代理者	秋田市土崎港北四丁目5番59号	須 磨 良 之
秋 田 市 第 55 投 票 区	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目11番20号	加 賀 谷 敏 春

(土崎南小)	職務代理者	秋田市下新城小友字猿田沢157番地	宇佐美 喜 志
秋田市第56投票区	投票管理者	秋田市将軍野南一丁目14番81号	笹 村 健 明
(将軍野中)	職務代理者	秋田市将軍野南五丁目2番12号	鎌 田 尚
秋田市第57投票区	投票管理者	秋田市寺内後城6番18号	小 玉 惇
(寺内小)	職務代理者	潟上市天王字上江川191番地3	大 野 久 男
秋田市第58投票区	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 銀 逸
(外旭川小)	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐 藤 博 幸
秋田市第59投票区	投票管理者	秋田市八橋本町四丁目3番2号	三 浦 雄 一
(将軍野地区コミセン)	職務代理者	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地2	佐 藤 重 徳
秋田市第60投票区	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目12番24号	片 岡 一 彦
(市住四ッ谷団地 第一集会所)	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 義 郎
秋田市第61投票区	投票管理者	秋田市外旭川字水口5番地の3	坂 本 孝 志
(笹岡公民館)	職務代理者	秋田市外旭川字家ノ前36番地	中 村 文 清
秋田市第62投票区	投票管理者	秋田市港北松野町5番34号	奈 良 登
(飯島地区コミセン)	職務代理者	秋田市上新城中字片野32番地の1	永 田 博
秋田市第63投票区	投票管理者	秋田市飯島穀丁15番14号	保 坂 征 市
(飯島小)	職務代理者	秋田市飯島川端三丁目9番41号	中 島 誠
秋田市第64投票区	投票管理者	秋田市下新城中野字街道端西12番地	柏 谷 鐵 雄
(北部公民館)	職務代理者	秋田市金足大清水字大清水台113番地4	安 田 忠 市
秋田市第65投票区	投票管理者	秋田市下新城笠岡字笠岡292番地の1	長谷川 重次郎
(下新城地域センター)	職務代理者	秋田市土崎港東四丁目4番46号	佐 藤 美 樹
秋田市第66投票区	投票管理者	秋田市下新城小友字沖ノ窪28番地1	柴 田 新 蔵
(下新城堰根公民館)	職務代理者	秋田市下新城岩城字下向114番地	須 田 亨
秋田市第67投票区	投票管理者	秋田市上新城湯ノ里字家ノ前28番地	熊 谷 昭 男
(上新城地域センター)	職務代理者	秋田市上新城小又字脇野田36番地の1	佐 藤 徳 司
秋田市第68投票区	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大 淵 道 雄
(上新城道川公民館)	職務代理者	秋田市上新城保多野字家合83番地	三 浦 吉 壽

秋 田 市 第 69 投 票 区 (上新城小又公民館)	投票管理者	秋田市上新城小又字寄合田1番地の1	佐 藤 久 一
	職務代理者	秋田市飯島長野中町7番19-11号	佐 藤 弘
秋 田 市 第 70 投 票 区 (金足農高)	投票管理者	秋田市金足追分字海老穴70番地	村 井 信 洋
	職務代理者	秋田市飯島鼠田三丁目8番24号	奈 良 孝 一
秋 田 市 第 71 投 票 区 (金足西小)	投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台96番地	水 澤 勤
	職務代理者	秋田市金足小泉字上前15番地	奈 良 正右衛門
秋 田 市 第 72 投 票 区 (金足地区集会所)	投票管理者	秋田市金足高岡字高岡古館15番地	堀 重 一
	職務代理者	秋田市金足高岡字稲荷林150番地	斉 藤 忠 一
秋 田 市 第 73 投 票 区 (金足東幼稚園)	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千 蒲 隆
	職務代理者	秋田市土崎港相染字中谷内9番地41	堀 祐 樹
秋 田 市 第 74 投 票 区 (東部公民館)	投票管理者	秋田市新屋大川町39番9号	赤 川 衛
	職務代理者	秋田市広面字屋敷田7番地の2	石 川 宏 樹
秋 田 市 第 75 投 票 区 (泉 中)	投票管理者	秋田市寺内焼山3番31号	村 上 實
	職務代理者	秋田市外旭川字山崎3番地1	清 水 幸 代
秋 田 市 第 76 投 票 区 (勝平地区コミセン)	投票管理者	秋田市新屋大川町12番23号	成 田 忠 三
	職務代理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地98	伊 藤 武 士
秋 田 市 第 77 投 票 区 (南浜共同作業所)	投票管理者	秋田市港北新町17番6号	長 谷 川 温 彦
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目11番12号	堀 正 悦
秋 田 市 第 78 投 票 区 (秋田市役所)	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内 藤 克 幸
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目3番13号	山 田 裕 之
秋 田 市 第 79 投 票 区 (大住児童館)	投票管理者	秋田市牛島西二丁目6番18号	高 橋 征 一
	職務代理者	秋田市牛島東五丁目7番41号	松 橋 弘 明
秋 田 市 第 80 投 票 区 (南地区コミセン)	投票管理者	秋田市御野場五丁目7番7号	神 谷 薫
	職務代理者	秋田市御野場六丁目3番12号	植 村 和 夫
秋 田 市 第 81 投 票 区 (金足岩瀬公民館)	投票管理者	秋田市金足岩瀬字大表27番地2	秋 本 升
	職務代理者	秋田市金足片田字深田55番地	谷 口 満
秋 田 市 第 82 投 票 区	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三 浦 正 成

(金足黒川公民館)	職務代理者	秋田市金足黒川字黒川253番地	旭 茂 喬
秋 田 市 第 83 投 票 区	投票管理者	秋田市横森三丁目6番22号	斎 藤 幹 英
(城 東 中)	職務代理者	秋田市蛇野18番地2	貝 沼 茂
秋 田 市 第 84 投 票 区	投票管理者	秋田市桜一丁目8番44号	福 士 啓 三
(桜 小)	職務代理者	秋田市桜一丁目5番6号	佐 藤 隆 幸
秋 田 市 第 85 投 票 区	投票管理者	秋田市桜三丁目2番15号	鈴 木 一 征
(外旭川地区コミセン)	職務代理者	秋田市土崎港中央三丁目5番27号	浜 田 宏
秋 田 市 第 86 投 票 区	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目2番8号	矢 田 部 幸 三
(御 所 野 小)	職務代理者	秋田市八橋イサノ一丁目2番1号	糟 谷 叙 裕
秋 田 市 第 87 投 票 区	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番6号	石 塚 實
(飯 島 南 小)	職務代理者	秋田市飯島飯田一丁目3番55号	保 坂 重 己
秋 田 市 第 88 投 票 区	投票管理者	秋田市仁井田字大野199番地の3	相 場 廣
(御 野 場 中)	職務代理者	秋田市仁井田新田三丁目1番2号	池 田 伸 次
秋 田 市 第 89 投 票 区	投票管理者	秋田市泉南一丁目14番27号	佐 藤 光 男
(ウェルビューいずみ)	職務代理者	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智
秋 田 市 第 90 投 票 区	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養前田面51番地	佐 藤 重 雄
(鶴 養 公 民 館)	職務代理者	秋田市河辺岩見字二階淵148番地	石 塚 一 太 郎
秋 田 市 第 91 投 票 区	投票管理者	秋田市河辺岩見字下小平岱75番地23	佐々木 忠 雄
(新 川 公 民 館)	職務代理者	秋田市河辺松淵字松淵3番地	伊 藤 秀 和
秋 田 市 第 92 投 票 区	投票管理者	秋田市河辺三内字道山97番地	加 賀 屋 和 男
(岩見三内コミセン)	職務代理者	秋田市河辺三内字繁沢下段49番地	佐 藤 政 貴
秋 田 市 第 93 投 票 区	投票管理者	秋田市河辺三内字丸舞口39番地	鈴 木 一 夫
(砂 子 淵 公 民 館)	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地	石 塚 稔
秋 田 市 第 94 投 票 区	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸 井 田 喜 美 雄
(萱森生活改善センター)	職務代理者	秋田市河辺三内字繁沢前田面39番地	二 木 文 隆
秋 田 市 第 95 投 票 区	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地1	高 橋 義 見
(田 尻 公 民 館)	職務代理者	秋田市河辺和田字岡村201番地1	佐 藤 広 重

秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤平ふれあい館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木 豊 志
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
秋 田 市 第 97 投 票 区 (神内公民館)	投票管理者	秋田市河辺神内字坂ノ下58番地	鶴 田 鉅
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町82番地2	池 田 誠
秋 田 市 第 98 投 票 区 (下諸井児童館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字山根47番地	長谷部 正
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高 橋 孝 一
秋 田 市 第 99 投 票 区 (三町内会公民館)	投票管理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 金 雄
	職務代理者	秋田市河辺和田字坂本北325番地	熊 谷 直 正
秋 田 市 第 100 投 票 区 (式田公民館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田82番地2	石 井 繁 男
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地2	鈴 木 仁
秋 田 市 第 101 投 票 区 (河辺総合福祉交流センター)	投票管理者	秋田市河辺和田字和田121番地2	佐々木 義太郎
	職務代理者	秋田市河辺和田字下夕川原12番地3	金 次 男
秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒沼多目的共同利用施設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字滝沢52番地2	藤 島 英 治
	職務代理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表64番地1	金 美智彦
秋 田 市 第 103 投 票 区 (戸島ふるさとセンター)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町35番地3	三 浦 昇
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町59番地	佐々木 清 喜
秋 田 市 第 104 投 票 区 (畑谷公民館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村55番地	尾 形 秀 金
	職務代理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春
秋 田 市 第 105 投 票 区 (雄和基幹集落センター)	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地3	佐々木 稔
	職務代理者	秋田市雄和向野字前開39番地2	浅 野 進
秋 田 市 第 106 投 票 区 (神ヶ村自治会館)	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	職務代理者	秋田市雄和繁字宿20番地1	齊 藤 善 高
秋 田 市 第 107 投 票 区 (萱ヶ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字二古沢41番地1	工 藤 鐵 男
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢39番地1	京 極 進
秋 田 市 第 108 投 票 区 (中ノ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字土場30番地	工 藤 金 也
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
秋 田 市 第 109 投 票 区	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下134番地	嘉 藤 俊 一

(左手子交流センター)	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地1	渡 辺 和 文
秋 田 市 第 110 投 票 区 (種 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地1	鈴 木 静 夫
	職務代理者	秋田市雄和種沢字山王堂143番地2	加 藤 志 美 雄
秋 田 市 第 111 投 票 区 (平 尾 鳥 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字西野61番地	佐 藤 國 雄
	職務代理者	秋田市雄和種沢字山王堂93番地	加 藤 幹 雄
秋 田 市 第 112 投 票 区 (女 米 木 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字猫沢71番地	京 極 幸 也
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野147番地5	皆 川 公
秋 田 市 第 113 投 票 区 (戸 賀 沢 児 童 館)	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3	佐々木 一 範
	職務代理者	秋田市雄和戸賀沢字御江田8番地	珍 田 澄 夫
秋 田 市 第 114 投 票 区 (相 川 コ ミ セ ン)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金 千 代 司
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊 藤 洋 文
秋 田 市 第 115 投 票 区 (高 野 生 活 改 善 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地1	長 谷 部 久 夫
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野204番地2	今 川 清 宣
秋 田 市 第 116 投 票 区 (雄 和 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和平沢字金沢164番地	大 守 テ イ 子
	職務代理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐 藤 久 一
秋 田 市 第 117 投 票 区 (長 者 や ま 荘)	投票管理者	秋田市雄和椿川字鹿野戸121番地	佐 藤 盛 徳
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目8番22号	安 藤 一 夫
秋 田 市 第 118 投 票 区 (安 養 寺 児 童 館)	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田107番地	佐 藤 一 雄
	職務代理者	秋田市雄和石田字前田44番地	佐 藤 善 衛
秋 田 市 第 119 投 票 区 (本 田 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和田草川字本田127番地4	藤 原 誠 一 郎
	職務代理者	秋田市雄和田草川字本田120番地	佐 藤 勇 一
秋 田 市 第 120 投 票 区 (芝 野 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台110番地	斉 藤 忠 男
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字中台65番地1	丸 山 春 男
秋 田 市 第 121 投 票 区 (下 黒 瀬 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐 藤 常 雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地1	菊 地 義 寿

## 秋市選管告示第56号

平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理  
者およびその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成17年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

平成17年4月17日執行 秋田県知事選挙 期日前投票管理者・同職務代理者  
期日前投票所名（秋田市選挙管理委員会）

月 日	期 日 前 投 票 管 理 者		同 職 務 代 理 者
	氏 名	住 所 (課 所 室 名)	氏 名 (課所室名)
1日目	4月1日	小 山 良 子 秋田市保戸野桜町15番22号	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
2日目	4月2日	北 村 敏 子 秋田市桜ガ丘二丁目5番地12	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
3日目	4月3日	佐 藤 信 利 秋田市土崎港南三丁目9番32号	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
4日目	4月4日	齋 藤 敬 子 秋田市川尻みよし町14番30号	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
5日目	4月5日	松 野 順 子 秋田市外旭川八柳一丁目9番13号	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
6日目	4月6日	伊 藤 矩 子 秋田市旭南一丁目12番7-3号	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
7日目	4月7日	石 塚 寿 香 子 秋田市牛島西二丁目13番31号	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
8日目	4月8日	佐 藤 サ ッ 子 秋田市山王一丁目5番18号	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
9日目	4月9日	佐 藤 良 介 秋田市桜一丁目9番8号	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
10日目	4月10日	谷 村 重 子 秋田市手形田中13番17号	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
11日目	4月11日	来 栖 瑞 恵 秋田市飯島美砂町10番28号	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
12日目	4月12日	長 谷 川 ミ オ 子 秋田市桜一丁目10番30号	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
13日目	4月13日	中 川 久 美 子 秋田市下新城中野字街道端西89番地109	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
14日目	4月14日	高 見 泰 治 秋田市南通みその町6番36号	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
15日目	4月15日	高 見 泰 治 秋田市南通みその町6番36号	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)
16日目	4月16日	佐 藤 サ ッ 子 秋田市山王一丁目5番18号	中 川 勉 (選挙管理委員会事務局)

平成17年4月17日執行 秋田県知事選挙 期日前投票管理者・同職務代理者  
期日前投票所名（秋田駅東西連絡自由通路）

月 日	期 日 前 投 票 管 理 者		同 職 務 代 理 者
	氏 名	住 所 (課 所 室 名)	氏 名 (課所室名)
1日目	4月1日	福 岡 瑠 美 子 秋田市牛島東六丁目7番3号	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)
2日目	4月2日	根 田 貞 子 秋田市高陽青柳町15番25号	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)
3日目	4月3日	佐 藤 良 介 秋田市桜一丁目9番8号	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)
4日目	4月4日	谷 村 重 子 秋田市手形田中13番17号	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)
5日目	4月5日	長 谷 川 ミ オ 子 秋田市桜一丁目10番30号	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)
6日目	4月6日	来 栖 瑞 恵 秋田市飯島美砂町10番28号	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)



7日目	4月7日	中 川 久美子	秋田市下新城中野字街道端西89番地109	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)
8日目	4月8日	高 見 泰 治	秋田市南通みその町6番36号	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)
9日目	4月9日	福 岡 瑠美子	秋田市牛島東六丁目7番3号	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)
10日目	4月10日	石 塚 寿香子	秋田市牛島西二丁目13番31号	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)
11日目	4月11日	池 田 ト リ	秋田市土崎港北五丁目1番13号	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)
12日目	4月12日	高 橋 キ ン 子	秋田市外旭川字野村51番地5	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)
13日目	4月13日	伊 藤 幸三郎	秋田市将軍野東二丁目6番18号	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)
14日目	4月14日	越 後 屋 恭 子	秋田市八橋田五郎一丁目8番10号	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)
15日目	4月15日	藤 原 久美子	秋田市新屋扇町2番9号	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)
16日目	4月16日	寺 田 信	秋田市東通館ノ越4番22号	奈 良 毅 (選挙管理委員会事務局)

平成17年4月17日執行 秋田県知事選挙 期日前投票管理者・同職務代理者  
期日前投票所名(土崎支所)

月 日	期 日 前 投 票 管 理 者		同 職 務 代 理 者	
	氏 名	住 所 (課 所 室 名)	氏 名 (課所室名)	
1日目	4月1日	奥 田 重 直	秋田市土崎港西四丁目8番7号	倉 田 教 夫 (土 崎 支 所)
2日目	4月2日	吉 田 幸 雄	秋田市土崎港中央五丁目8番17号	松 橋 寛 則 (土 崎 支 所)
3日目	4月3日	奥 田 重 直	秋田市土崎港西四丁目8番7号	保 坂 泰 葉 (土 崎 支 所)
4日目	4月4日	吉 田 幸 雄	秋田市土崎港中央五丁目8番17号	倉 田 教 夫 (土 崎 支 所)
5日目	4月5日	吉 田 幸 雄	秋田市土崎港中央五丁目8番17号	佐 藤 憲 彦 (土 崎 支 所)
6日目	4月6日	奥 田 重 直	秋田市土崎港西四丁目8番7号	渡 部 真 志 美 (土 崎 支 所)
7日目	4月7日	水 戸 瀬 高 子	秋田市土崎港北七丁目2番83号	倉 田 教 夫 (土 崎 支 所)
8日目	4月8日	奥 田 重 直	秋田市土崎港西四丁目8番7号	佐 藤 憲 彦 (土 崎 支 所)
9日目	4月9日	吉 田 幸 雄	秋田市土崎港中央五丁目8番17号	渡 部 真 志 美 (土 崎 支 所)
10日目	4月10日	奥 田 重 直	秋田市土崎港西四丁目8番7号	保 坂 泰 葉 (土 崎 支 所)
11日目	4月11日	吉 田 金 也	秋田市土崎港中央一丁目20番21号	倉 田 教 夫 (土 崎 支 所)
12日目	4月12日	吉 田 幸 雄	秋田市土崎港中央五丁目8番17号	佐 藤 憲 彦 (土 崎 支 所)
13日目	4月13日	奥 田 重 直	秋田市土崎港西四丁目8番7号	渡 部 真 志 美 (土 崎 支 所)
14日目	4月14日	吉 田 金 也	秋田市土崎港中央一丁目20番21号	倉 田 教 夫 (土 崎 支 所)

15日目	4月15日	水戸瀬 高子	秋田市土崎港北七丁目2番83号	佐藤 憲彦 (土崎支所)
16日目	4月16日	吉田 幸雄	秋田市土崎港中央五丁目8番17号	渡部 真志美 (土崎支所)

平成17年4月17日執行 秋田県知事選挙 期日前投票管理者・同職務代理者  
期日前投票所名(新屋支所)

月 日	期 日 前 投 票 管 理 者		同職務代理者	
	氏 名	住 所 (課 所 室 名)	氏 名 (課所室名)	
1日目	4月1日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	菊地 誠 (新屋支所)
2日目	4月2日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	船川 琢也 (新屋支所)
3日目	4月3日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	黒崎 博正 (新屋支所)
4日目	4月4日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	前田 喜久男 (新屋支所)
5日目	4月5日	横山 秀男	秋田市新屋元町2番17号	小岩 淑子 (新屋支所)
6日目	4月6日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	菊地 誠 (新屋支所)
7日目	4月7日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	中川 裕行 (新屋支所)
8日目	4月8日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	船川 琢也 (新屋支所)
9日目	4月9日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	小岩 淑子 (新屋支所)
10日目	4月10日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	前田 喜久男 (新屋支所)
11日目	4月11日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	黒崎 博正 (新屋支所)
12日目	4月12日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	小岩 淑子 (新屋支所)
13日目	4月13日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	黒崎 博正 (新屋支所)
14日目	4月14日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	船川 琢也 (新屋支所)
15日目	4月15日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	前田 喜久男 (新屋支所)
16日目	4月16日	塚田 博	秋田市新屋比内町19番34号	菊地 誠 (新屋支所)

平成17年4月17日執行 秋田県知事選挙 期日前投票管理者・同職務代理者  
期日前投票所名(河辺市民センター)

月 日	期 日 前 投 票 管 理 者		同職務代理者	
	氏 名	住 所 (課 所 室 名)	氏 名 (課所室名)	
1日目	4月1日	佐々木 豊志	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐藤 幸子 (河辺市民センター)
2日目	4月2日	佐々木 義太郎	秋田市河辺和田字和田122番地	佐藤 喜代隆 (河辺市民センター)
3日目	4月3日	佐々木 豊志	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐藤 公紀 (河辺市民センター)

4日目	4月4日	藤 島 英 治	秋田市河辺北野田高屋字滝沢52番地2	石 塚 稔 (河辺市民センター)
5日目	4月5日	佐々木 豊 志	秋田市河辺赤平字境田117番地	小 林 崇 史 (河辺市民センター)
6日目	4月6日	佐々木 義 太郎	秋田市河辺和田字和田122番地	佐 藤 幸 子 (河辺市民センター)
7日目	4月7日	鈴 木 久 雄	秋田市河辺和田字式田77番地	佐 藤 公 紀 (河辺市民センター)
8日目	4月8日	藤 島 英 治	秋田市河辺北野田高屋字滝沢52番地2	佐 藤 喜 代 隆 (河辺市民センター)
9日目	4月9日	佐々木 豊 志	秋田市河辺赤平字境田117番地	石 塚 稔 (河辺市民センター)
10日目	4月10日	佐々木 義 太郎	秋田市河辺和田字和田122番地	小 林 崇 史 (河辺市民センター)
11日目	4月11日	鈴 木 久 雄	秋田市河辺和田字式田77番地	佐 藤 喜 代 隆 (河辺市民センター)
12日目	4月12日	藤 島 英 治	秋田市河辺北野田高屋字滝沢52番地2	石 塚 稔 (河辺市民センター)
13日目	4月13日	佐々木 豊 志	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐 藤 公 紀 (河辺市民センター)
14日目	4月14日	佐々木 義 太郎	秋田市河辺和田字和田122番地	熊 谷 晴 充 (河辺市民センター)
15日目	4月15日	鈴 木 久 雄	秋田市河辺和田字式田77番地	石 塚 稔 (河辺市民センター)
16日目	4月16日	藤 島 英 治	秋田市河辺北野田高屋字滝沢52番地2	佐 藤 喜 代 隆 (河辺市民センター)

平成17年4月17日執行 秋田県知事選挙 期日前投票管理者・同職務代理者  
期日前投票所名(岩見三内連絡所)

月 日	期 日 前 投 票 管 理 者		同職務代理者
	氏 名	住 所 (課 所 室 名)	氏 名 (課所室名)
1日目	4月1日	加賀屋 和 男 秋田市河辺三内字道山97番地	田 口 一 俊 (岩見三内連絡所)
2日目	4月2日	佐々木 忠 雄 秋田市河辺岩見字下小平岱75番地23	小 林 崇 史 (河辺市民センター)
3日目	4月3日	戸井田 敬 二郎 秋田市河辺三内字留美瀬84番地	石 塚 稔 (河辺市民センター)
4日目	4月4日	三 浦 昇 秋田市河辺戸島字本町35番地3	山 上 幸 子 (岩見三内連絡所)
5日目	4月5日	加賀屋 和 男 秋田市河辺三内字道山97番地	田 口 一 俊 (岩見三内連絡所)
6日目	4月6日	佐々木 忠 雄 秋田市河辺岩見字下小平岱75番地23	田 口 一 俊 (岩見三内連絡所)
7日目	4月7日	戸井田 敬 二郎 秋田市河辺三内字留美瀬84番地	山 上 幸 子 (岩見三内連絡所)
8日目	4月8日	三 浦 昇 秋田市河辺戸島字本町35番地3	田 口 一 俊 (岩見三内連絡所)
9日目	4月9日	加賀屋 和 男 秋田市河辺三内字道山97番地	佐 藤 幸 子 (河辺市民センター)
10日目	4月10日	佐々木 忠 雄 秋田市河辺岩見字下小平岱75番地23	佐 藤 公 紀 (河辺市民センター)
11日目	4月11日	戸井田 敬 二郎 秋田市河辺三内字留美瀬84番地	田 口 一 俊 (岩見三内連絡所)

12日目	4月12日	三 浦 昇	秋田市河辺戸島字本町35番地 3	山 上 幸 子 (岩見三内連絡所)
13日目	4月13日	加 賀 屋 和 男	秋田市河辺三内字道山97番地	田 口 一 俊 (岩見三内連絡所)
14日目	4月14日	佐 々 木 忠 雄	秋田市河辺岩見字下小平岱75番地23	田 口 一 俊 (岩見三内連絡所)
15日目	4月15日	戸 井 田 敬 二 郎	秋田市河辺三内字留美瀬84番地	山 上 幸 子 (岩見三内連絡所)
16日目	4月16日	三 浦 昇	秋田市河辺戸島字本町35番地 3	田 口 一 俊 (岩見三内連絡所)

平成17年4月17日執行 秋田県知事選挙 期日前投票管理者・同職務代理者  
期日前投票所名(雄和市民センター)

月 日		期 日 前 投 票 管 理 者		同職務代理者
		氏 名	住 所 (課 所 室 名)	氏 名 (課所室名)
1日目	4月1日	佐 藤 盛 徳	秋田市雄和椿川字鹿野戸121番地	安 藤 一 夫 (雄和市民センター)
2日目	4月2日	鈴 木 静 夫	秋田市雄和種沢字山王堂84番地 1	今 川 清 宣 (雄和市民センター)
3日目	4月3日	京 極 幸 也	秋田市雄和女米木字猫沢71番地	佐 藤 善 衛 (雄和市民センター)
4日目	4月4日	長 谷 部 久 夫	秋田市雄和相川字高野109番地 1	加 藤 秀 尚 (雄和市民センター)
5日目	4月5日	金 千 代 司	秋田市雄和相川字銅屋283番地 4	安 藤 一 夫 (雄和市民センター)
6日目	4月6日	大 守 テイ子	秋田市雄和平沢字金沢164番地	加 藤 秀 尚 (雄和市民センター)
7日目	4月7日	皆 川 文 夫	秋田市雄和相川字向田表118番地 9	安 藤 一 夫 (雄和市民センター)
8日目	4月8日	佐 藤 助 久	秋田市雄和椿川字安養寺67番地 2	加 藤 秀 尚 (雄和市民センター)
9日目	4月9日	佐 藤 盛 徳	秋田市雄和椿川字鹿野戸121番地	今 川 清 宣 (雄和市民センター)
10日目	4月10日	鈴 木 静 夫	秋田市雄和種沢字山王堂84番地 1	佐 藤 善 衛 (雄和市民センター)
11日目	4月11日	長 谷 部 久 夫	秋田市雄和相川字高野109番地 1	安 藤 一 夫 (雄和市民センター)
12日目	4月12日	京 極 幸 也	秋田市雄和女米木字猫沢71番地	加 藤 秀 尚 (雄和市民センター)
13日目	4月13日	金 千 代 司	秋田市雄和相川字銅屋283番地 4	安 藤 一 夫 (雄和市民センター)
14日目	4月14日	大 守 テイ子	秋田市雄和平沢字金沢164番地	今 川 清 宣 (雄和市民センター)
15日目	4月15日	皆 川 文 夫	秋田市雄和相川字向田表118番地 9	安 藤 一 夫 (雄和市民センター)
16日目	4月16日	佐 藤 助 久	秋田市雄和椿川字安養寺67番地 2	今 川 清 宣 (雄和市民センター)

平成17年4月17日執行 秋田県知事選挙 期日前投票管理者・同職務代理者  
期日前投票所名(大正寺連絡所)

月 日		期 日 前 投 票 管 理 者		同職務代理者
		氏 名	住 所 (課 所 室 名)	氏 名 (課所室名)
1日目	4月1日	工 藤 金 也	秋田市雄和萱ヶ沢字土場30番地	加 藤 志 美 雄 (大正寺連絡所)
2日目	4月2日	佐々木 稔	秋田市雄和新波字樋口26番地3	加 藤 秀 尚 (雄和市民センター)
3日目	4月3日	相 澤 健	秋田市雄和新波字樋口33番地	齊 藤 善 高 (上下水道局)
4日目	4月4日	福 原 昭 夫	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	池 田 節 子 (大正寺連絡所)
5日目	4月5日	種 村 金 實	秋田市雄和新波字本屋敷186番地3	加 藤 志 美 雄 (大正寺連絡所)
6日目	4月6日	打 矢 文 雄	秋田市雄和萱ヶ沢字又三郎沢4番地2	池 田 節 子 (大正寺連絡所)
7日目	4月7日	菅 野 一 吉	秋田市雄和神ヶ村字上開28番地	加 藤 志 美 雄 (大正寺連絡所)
8日目	4月8日	加 藤 文 雄	秋田市雄和新波字本屋敷169番地	池 田 節 子 (大正寺連絡所)
9日目	4月9日	工 藤 金 也	秋田市雄和萱ヶ沢字土場30番地	加 藤 秀 尚 (雄和市民センター)
10日目	4月10日	佐々木 稔	秋田市雄和新波字樋口26番地3	齊 藤 善 高 (上下水道局)
11日目	4月11日	打 矢 文 雄	秋田市雄和萱ヶ沢字又三郎沢4番地2	加 藤 志 美 雄 (大正寺連絡所)
12日目	4月12日	福 原 昭 夫	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	池 田 節 子 (大正寺連絡所)
13日目	4月13日	加 藤 文 雄	秋田市雄和新波字本屋敷169番地	加 藤 志 美 雄 (大正寺連絡所)
14日目	4月14日	相 澤 健	秋田市雄和新波字樋口33番地	池 田 節 子 (大正寺連絡所)
15日目	4月15日	菅 野 一 吉	秋田市雄和神ヶ村字上開28番地	加 藤 志 美 雄 (大正寺連絡所)
16日目	4月16日	種 村 金 實	秋田市雄和新波字本屋敷186番地3	齊 藤 善 高 (上下水道局)

委員長 古 谷 隆 一

秋市選管告示第57号

平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における開票の場所および日時を次のように定めた。

平成17年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号  
秋田市立体育館
- 2 日時 平成17年4月17日  
午後9時15分から

秋市選管告示第58号

平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成17年3月31日

秋田市選挙管理委員会

開票管理者

秋田市手形字十七流174番地の3 古 谷 隆 一  
開票管理者の職務を代理すべき者

秋田市八橋イサノ一丁目18番17号 大 塚 隆 一

秋市選管告示第59号

平成17年4月17日執行の秋田県知事選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所およびその日時を次のように定めた。

平成17年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成17年4月14日  
午後6時から

秋市選管告示第60号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条の規定による農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の2分の1の数は次のとおりである。

平成17年3月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

2分の1の数 8,439人

農 委 告 示

秋田市農委告示第5号

平成17年4月8日午後2時秋田市正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成17年3月31日

(1) 指定給水装置工事事業者の指定をしたもの

水指令	指定工事事業者	住 所	代表者名	指定年月日
297	(有)坂本水道工業	仙北郡美郷町金沢字長岡森155-3	坂本節男	平成17年3月22日
298	(有)あっとほーむたかはし	秋田市御所野元町七丁目13-2	高橋文夫	平成17年3月24日

(2) 指定給水装置工事事業者の休止届出があったもの

水指令	指定工事事業者	住 所	代表者名	休止年月日
277	(株)曾我建設	秋田市河辺和田字高屋敷82-1	曾我 薫	平成17年3月17日

(3) 指定給水装置工事事業者の廃止届出があったもの

水指令	指定工事事業者	住 所	代表者名	廃止年月日
260	タカハシ住設	大仙市大神成字山回179	高橋康夫	平成17年3月22日

秋田市水道局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者について、秋田市水道事業

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

1 案件 秋田市牛島東二丁目1番9号 有限会社コリウス 代表取締役 伊藤イマ子の農地法第5条の規定による許可申請に関する件 外21件

水 道 局 告 示

秋田市水道局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者について、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3の規定により告示する。

平成17年3月29日

秋田市水道事業管理者 佐 藤 正 敏

給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3の規定により告示する。

平成17年3月31日

秋田市水道事業管理者 佐 藤 正 敏

(1) 指定給水装置工事事業者の指定をしたもの

水指令	指定工事事業者	住 所	代表者名	指定年月日
299	(有)天野管工事店	男鹿市脇本脇本字稻荷下10	天野 亀美広	平成17年3月28日
300	リビングコンサルタントてど	宮城県亶理郡亶理町字上茨田140-2	手 戸 利 典	平成17年3月28日

(2) 指定給水装置工事事業者の廃止届出があったもの

水指令	指定工事事業者	住 所	代表者名	廃止年月日
143	佐 藤 設 備	由利本荘市前郷字前郷186-2	佐藤正男	平成17年3月25日

消 防 本 部 告 示

秋田市消防本部告示第2号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第3条第2項第3号、第11条第1項第9号および第18条第1項第13号の規定に基づき、必要な知識および技能を有する者を次のように指定する。

平成17年3月4日

秋田市消防長 藤 枝 禮 助

1 秋田市火災予防条例（以下「条例」という。）第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2および第9条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識および技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検および整備に関しこれらと同等以上の知識および技能を有する者とする。

(1) 液体燃料を使用する設備にあっては、次に掲げる者

ア 財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

- イ ボイラーおよび圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、1級ボイラー技士免許、2級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第4条第2項、第8条および第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。）
- (2) 電気を熱源とする設備にあっては、次に掲げる者
  - ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者
  - イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者
- 2 条例第11条第1項第9号（条例第11条第3項、第12条第2項および第3項、第13条第2項および第4項、第14条第2項、第15条第2項ならびに第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識および技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検および整備に関しこれらと同等以上の知識および技能を有する者とする。
  - (1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
  - (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
  - (3) 社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家発電設備専門技術者試験に合格した者（自家発電設備専門技術者。条例第12条第2項および第3項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
  - (4) 社団法人日本蓄電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備整備資格者。条例第13条第2項および第4項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
  - (5) 社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者。条例第14条第2項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
- 3 条例第18条第1項第13号に規定する必要な知識および技能を有する者は、次に掲げる者又は当該器具の点検および整備に関

しこれらと同等以上の知識および技能を有する者とする。  
 (1) 財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 「必要な知識および技能を有する者」の指定（平成4年秋田市消防本部告示第1号）は、廃止する。

### 選 挙 長 告 示

#### 選挙長告示第1号

平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

平成17年3月1日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 加賀屋 金 雄
- 第2選挙区選挙長 高 橋 忠 夫

- 1 期間 平成17年3月1日  
平成17年3月2日
- 2 場所 秋田市泉東町2番10号  
秋田市旭川筋土地改良区事務所

#### 選挙長告示第2号

平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙につき、次のとおり候補者の届出があった。

平成17年3月1日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 加賀屋 金 雄
- 第2選挙区選挙長 高 橋 忠 夫

#### 第1選挙区

届出日 平成17年3月1日

受付番号	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	佐藤久志	男	秋田市寺内字三千刈140番地	昭和21年1月25日	農業
2	加賀屋行雄	男	秋田市將軍野南四丁目2番8号	昭和17年3月21日	農業
3	小野光義	男	秋田市外旭川字神田272番地	昭和29年9月30日	農業
4	佐藤隆雄	男	秋田市外旭川字南沢81番地	昭和9年8月1日	農業
5	小野賢一	男	秋田市外旭川字梶ノ目237番地	昭和27年3月9日	農業
6	佐藤昭市	男	秋田市外旭川字前谷地112番地	昭和25年1月27日	農業
7	小野秋由	男	秋田市外旭川字神田358番地	昭和23年11月14日	農業
8	嵯峨幸一	男	秋田市外旭川字蒲沼250番地	昭和11年7月10日	農業
9	若狭清美	男	秋田市上新城中字家ノ後219番地	昭和6年11月3日	農業
10	鎌田重美	男	秋田市將軍野向山4番35号	昭和13年10月24日	会社員
11	石塚勘一	男	秋田市外旭川八幡田一丁目18番41号	昭和15年7月15日	自営業
12	佐藤清廣	男	秋田市外旭川字梶ノ目124番地	昭和21年10月18日	農業
13	三浦鋭美	男	秋田市將軍野南五丁目2番2号	昭和16年12月22日	農業
14	児玉勉	男	秋田市外旭川八幡田一丁目11番32号	昭和23年1月5日	農業
15	佐藤勲	男	秋田市外旭川字家ノ前279番地	昭和18年1月21日	農業
16	荻原正治	男	秋田市外旭川字松崎220番地の3	昭和11年7月31日	農業
17	加賀屋諄一	男	秋田市外旭川字前谷地82番地	昭和15年8月17日	農業
18	小野彰	男	秋田市外旭川字梶ノ目485番地	昭和22年7月15日	農業
19	中村俊静	男	秋田市外旭川字南沢63番地	昭和9年12月15日	農業

第2選挙区

届出日 平成17年3月1日

受付番号	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	布 川 専 一	男	秋田市保戸野原の町6番26号	昭和25年4月26日	農 業
2	古 井 金 壽	男	秋田市寺内尻桜一丁目5番19号	昭和8年11月3日	農 業
3	松 淵 勝 二	男	秋田市手形字蛇野42番地	大正15年3月10日	農 業
4	本 間 茂	男	秋田市八橋本町二丁目12番26号	大正6年11月25日	農 業
5	米 塚 善悦朗	男	秋田市添川字添川21番地	大正15年3月15日	農 業
6	石 塚 鉄 雄	男	秋田市泉三嶽根9番25号	昭和2年4月6日	無 職
7	中 山 次 夫	男	秋田市濁川字口ノ田47番地の3	昭和16年2月12日	農 業
8	米 塚 金 吾	男	秋田市添川字添川18番地	昭和10年6月5日	農 業
9	渋 谷 幸 和	男	秋田市川尻総社町17番7号	昭和22年7月1日	農 業
10	藤 澤 一 正	男	秋田市広面字二ツ屋35番地の1	昭和6年9月7日	農 業
11	佐々木 弘	男	秋田市広面字二ツ屋23番地の1	昭和3年8月21日	農 業
12	杉 館 二 郎	男	秋田市外旭川字山崎246番地3	昭和8年7月9日	農 業
13	荻 原 富 雄	男	秋田市泉馬場11番7号	昭和26年4月9日	農 業

選挙長告示第3号

平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙につき、第1選挙区において届出のあった候補者が19人で選挙すべき総代の定数を超えないので投票を行わない。

平成17年3月3日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙  
第1選挙区選挙長 加賀屋 金 雄

選挙長告示第3号

平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙につき、第2選挙区において届出のあった候補者が13人で選挙すべき総代の定数を超えないので投票を行わない。

平成17年3月3日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙  
第2選挙区選挙長 高 橋 忠 夫

選挙長告示第4号

平成17年3月8日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めた。

平成17年3月3日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙  
第1選挙区選挙長 加賀屋 金 雄  
第2選挙区選挙長 高 橋 忠 夫

- 1 選挙会の場所 秋田市泉東町2番10号  
秋田市旭川筋土地改良区事務所
- 2 選挙会の日時 平成17年3月9日 午後2時から

公 告

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年3月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。  
委 託 名 電気・機械設備保守委託

- 委託場所 秋田市千秋明徳町4番4号  
秋田市立中央図書館明徳館
- 委託期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
- 入札参加要件 ① 秋田市内に本社、支社および営業所等を有していること。  
② 設備管理（電気、冷暖房空調、給排水衛生設備）の保守が可能な業者であり、同種の業務実績があること。  
③ 専任技術者を休日を含め常駐させることができること。

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件  
ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。  
イ 本市の指名停止期間中でないこと。

- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成17年3月22日(火)午前10時30分
- 入札の場所 秋田市千秋明徳町4番4号  
秋田市立中央図書館明徳館 研修ホール
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成17年3月24日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則及び入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

- 3 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年3月10日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））  
イ 電気・機械設備保守業務経歴書（様式2（省略））  
ウ 納税証明書



- ・ 消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
- ・ 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）
- ・ 秋田市に納めた固定資産税（平成16年度分）
- ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構。

エ 住民票（法人にあっては登記簿謄本）

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によるものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成17年3月1日(火)から平成17年3月10日(休)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。

イ 受付場所 秋田市千秋明德町4番4号

秋田市立中央図書館明德館

ウ 申請用紙 秋田市立中央図書館明德館から入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する工事は下記のとおりである。

工事番号・工事名	予定価格(税別)	工事場所	工事期限	入札参加要件
下管渠 第105号 公共下水道築造工事	円 41,025,000	秋田市仁井田本町三丁目地内(4)	平成17年10月31日	・一般土木工事A級 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記工事に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件中、「一般土木工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市の建設業者等級格付名簿において、一般土木工事のA級に等級格付けされている者をいう。

イ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に配置できること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 発注工事の工種について建設業法に基づく許可を受けている者。
- (4) 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (7) その他工事ごとに定める要件を満たすこと。

3 入札に関する事項

入札の日時 平成17年3月22日(火)午前9時30分

入札の場所 秋田市山王七丁目3番1号

秋田市文化会館 4階 第2会議室

入札保証金 免除

契約日 平成17年3月25日(金)

- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

- (3) 指名通知及び選定結果の通知については、平成17年3月11日(金)に行く。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成17年3月1日(火)から平成17年3月10日(休)までの毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市立中央図書館明德館  
住所 秋田市千秋明德町4番4号

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市立中央図書館明德館

電話 018-832-9220 安田または小室

秋田市公告

次のとおり要件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6および秋田市財務規則第108条（平成9年規則第37号）の規定に基づき、公告する。

平成17年3月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 入札方法 (1) 秋田市財務規則および入札心得（要件付一般競争入札・秋田市）を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 本市では、最低制限価格制度を採用している。最低制限価格は、千円未満を切り捨てたものとする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。
- (5) 入札執行にあたっては、次に掲げるものを提出すること。
- ① 要件付一般競争入札参加資格者証の写し（当該設計図書貸出票（原票）を貼り付けたもの）
  - ② 入札書
  - ③ 工事費内訳書
  - ④ 委任状（代理人により入札する場合）
- なお、上記のものを提出しない場合は、当該入

札に参加することができない。

4 契約条項を示す場所 秋田市役所3階財政部契約課

5 入札の無効 秋田市要件付一般競争入札試行要綱第3条、  
同第10条、入札心得、指導事項並びにこの公告  
に反した者の入札は、無効とする。

6 設計図書の閲覧および貸出に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成17年3月1日(火)から平成17年3月18日(金)  
までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午  
後5時までとする。ただし、閲覧最終日は、午後4時までと  
する。

(2) 設計図書を借り受ける者は、設計図書貸出票を契約課に提  
出し、確認を得てから借り受け、貸出日当日の午後5時まで  
に返却しなければならない。ただし、閲覧最終日は、午後4

時まで返却しなければならない。

(3) 貸出は、当該入札参加要件に該当する者に対してのみ行う。

(4) 閲覧・貸出場所 秋田市役所3階財政部契約課

7 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所財政部契約課工事契約担当

電話 018-866-2165 (直通)

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入  
札参加希望者を公募する。

平成17年3月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

業務委託名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
太平山自然学習センター 廃棄物収集運搬処理業 務委託	秋田市仁別字マンタラ メ227-1 太平山自然学習センター	平成17年4月1日～ 平成18年3月31日	次の①から②の要件を満たすこと。 ①秋田市の一般廃棄物収集運搬許可業者である こと。 ②租税に滞納がないこと。
太平山自然学習センター 設備保守点検業務委託			次の①から③の要件を満たすこと。 ①同規模以上の施設で設備保守点検業務に実績 がある者であること。 ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有する者 であること。 ③租税に滞納がないこと。
太平山自然学習センター 食事提供等業務委託			次の①から③の要件を満たすこと。 ①同規模以上の施設で食事提供業務に実績があ る者であること。 ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有する者 であること。 ③租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号  
の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止または、入札参加資格停止期間中でない  
こと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成17年3月18日(金)午前10時00分

入札の場所 秋田市仁別字マンタラメ227-1  
太平山自然学習センター「まんたらめ」

入札保証金 免除

契 約 日 平成17年3月25日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、  
入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された  
金額に当該金額の100分の5に相当する額を加  
算した金額(当該金額に1円未満の端数がある  
ときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価  
格とするので、消費税及び地方消費税に係る課  
税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もっ

た契約希望金額の105分の100に相当する金額を  
入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年3月10日(木)までに、  
次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入  
札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 業務実績調書(様式2(省略))

ウ 納税証明書

・ 消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』  
の発行を受けること。)

・ 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民  
税)

・ 秋田市に納めた固定資産税(平成16年度分)

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固  
定資産税および個人市民税を口座振替により納付してい  
る場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みの

お知らせ」の提出でもよい  
 エ 登記簿謄本 法人 商業登記簿謄本  
 (申請日前3か月以内のもの)  
 個人 身分証明書  
 (申請日前3か月以内のもの)

(2) 申込書等の提出  
 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付  
 申込書等は、次のとおり受け付ける。  
 ア 受付期間 平成17年3月3日(休)から平成17年3月10日(休)までの毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 太平山自然学習センター「まんたらめ」  
 ウ 申請用紙 太平山自然学習センターホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成17年3月15日(火)にファクシミリで通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成17年3月3日(休)から平成17年3月17日(休)までの毎日午前9時から午後5時までとする。(ただし、休館日の3月14日(休)を除く。)

(2) 閲覧・貸出場所 太平山自然学習センター「まんたらめ」  
 住所 秋田市仁別字マントラメ227-1

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
 太平山自然学習センター「まんたらめ」  
 電話 018-827-2171

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年3月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
八橋陸上競技場芝生管理業務委託	秋田市八橋運動公園1番10号	平成17年4月1日～平成18年3月31日	1 秋田市内に、本社、支店、営業所を有する者 2 建設業法施行令第27条の3に定める1級または2級造園施工管理技士を有する者 3 スポーテーフ(スポーツ競技を行うことを前提にした芝)の維持管理業務において、過去5年間に、元請負人として、年間維持管理実績がある者
八橋球技場芝生管理業務委託	秋田市八橋運動公園1番1号		
スポパークかわべ芝生等管理業務委託	秋田市河辺岩見字萱森上野17番地2		

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 租税に滞納がないこと。  
 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。  
 ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。  
 エ 本市の指名停止期間中または入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成17年3月23日(休)午前9時00分から  
 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
 秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契約日 平成17年3月29日(火)

注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もつ

た契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年3月14日(休)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 業務内容調書(様式2(省略))

(ア) 商号(名称)および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。

(イ) 従業員数(秋田市に本社がない場合は、支店、営業所の人数を記入すること。)

提出日現在における従業員数を区分別に記入する。

(ウ) 有資格者

指定した資格ごとの人数を記入する。(有資格証明書の写しを添付すること。)

ウ 営業経歴書

営業実績および秋田市内における常時契約を締結する本社、支店、営業所の所在状況についての記載を含んだ最新の書類

エ 業務受注状況調

提出期日現在までの業務受注状況  
(業務請負契約書の写しおよび年間維持管理実績がわかるものを添付すること。)

オ 納税証明書

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税  
※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの  
※ 納税証明書にかわって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

カ 登記簿謄本(個人事業主は、住民票)

(2) 申請書等の提出  
申請書等は持参によることとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付  
申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成17年3月7日(月)から平成17年3月14日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会スポーツ振興課または秋田

市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成17年3月18日(金)までに行なう。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成17年3月7日(月)から平成17年3月14日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当  
住所 秋田市山王二丁目1番53号  
山王21ビル4階

6 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当  
電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年3月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	委託期間	入 札 参 加 要 件
体育施設夜間照明設備保守点検業務委託	平成17年4月1日～ 平成18年3月31日	1 秋田市の建設業者等級格付け名簿において、電気工事のA級に等級格付けされている者
勝平市民グラウンド夜間照明設備保守点検業務委託		
八橋多目的グラウンド夜間照明設備保守点検業務委託		

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 本市の指名停止期間中または入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成17年3月23日(水)午前9時30分から

入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成17年3月29日(火)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加

算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年3月14日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

※ 契約課で通知した「平成15年度建設工事入札参加資格審査の結果について」の写しを添付すること。

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成17年3月7日(月)から平成17年3月14日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会スポーツ振興課または秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成17年3月18日(金)までに行なう。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成17年3月7日(月)から平成17年3月14日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

住所 秋田市山王二丁目1番53号

山王21ビル4階

6 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年3月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入札参加要件
教委総務課 第35号 水処理装置保守業務委託	川尻小学校、四ツ小屋小学校、下浜小学校、將軍野中学校、御野場中学校	平成17年4月1日～平成18年3月31日	次の①から③の要件を満たすこと。 ①井水関係設備の保守または施工に関し、公共事業に拘らず実績を有すること。 ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有する者であること。 ③租税に滞納がないこと。
教委総務課 第36号 プール循環ろ過装置保守業務委託(北部地域、中央地域、およびその近隣地区)	秋田市北部地域、中央地域およびその近隣地区に位置する秋田市立小学校19校、秋田市立中学校10校	平成17年4月1日～10月31日	次の①から③の要件を満たすこと。 ①プール循環ろ過装置の保守または施工に関し、公共事業に拘らず実績を有すること。 ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有する者であること。 ③租税に滞納がないこと。 ただし、「教委総務課 第37号プール循環ろ過装置保守業務委託(南部地域、西部地域およびその近隣地区)」に応募するものが、この業務委託に応募することは可能であるが、入札の結果、この業務委託を落札したものが「教委総務課 第37号プール循環ろ過装置保守業務委託(南部地域、西部地域およびその近隣地区)」の入札に参加することはできない。
教委総務課 第37号 プール循環ろ過装置保守業務委託(南部地域、西部地域およびその近隣地区)	秋田市南部地域、西部地域およびその近隣地区に位置する秋田市立小学校20校、秋田市立中学校10校	平成17年4月1日～10月31日	次の①から③の要件を満たすこと。 ①プール循環ろ過装置の保守または施工に関し、公共事業に拘らず実績を有すること。 ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有する者であること。 ③租税に滞納がないこと。 ただし、「教委総務課 第36号プール循環ろ過装置保守業務委託(北部地域、中央地域およびその近隣地区)」に応募するものが、この業務委託に応募することは可能であるが、入札の結果、「教委総務課 第36号プール循

環ろ過装置保守業務委託（北部地域、中央地域およびその近隣地区）」を落札したものがこの入札に参加することはできない。

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
  - イ 本市の指名停止期間中または入札参加資格停止期間中ではないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成17年3月24日(休)午前9時30分
- 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成17年3月29日(火)
- 注意事項 (1) 秋田市財務規則及び入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年3月14日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
  - イ 保守業務実績調書（様式2（省略））または工事施工実績調書（様式3（省略））
    - ※ 保守業務の実績がある場合は、保守業務実績調書（様式2（省略））を優先すること。
  - ウ 納税証明書
    - ・ 消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
    - ・ 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
    - ・ 秋田市に納めた固定資産税（平成16年度分）
    - ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。
    - ※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
    - ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している

る場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構

エ 登記簿謄本

- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成17年3月7日(月)から平成17年3月14日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
  - イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課 施設担当
  - ウ 申請用紙 秋田市教育委員会総務課または秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成17年3月18日(金)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成17年3月4日(金)から平成17年3月23日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当  
住所 秋田市山王二丁目1番53号  
山王21ビル3階

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課施設担当  
電話 018-866-2242

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年3月4日

秋田市長 佐竹敬久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は下記のとおりである。

契約番号	物 件 名	納品場所	契約期間
U00005	あきた市議会だより	秋田市の指定する配達業者	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件  
次のすべてを満たすこと
  - ア 本市に平成17年度物品入札参加資格申請書を提出し、受

- 理されていること
  - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
  - ウ 本市の指名停止期間中でないこと

- エ その他物品ごとに定める要件を満たすこと
- 2 物品等の仕様書の閲覧に関する事項  
 閲覧期間 平成17年3月4日(金)から平成17年3月17日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。  
 閲覧場所 秋田市役所財政部契約課
- 3 入札に関する事項  
 入札の日時 平成17年3月17日(木)午前10時00分  
 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号  
 秋田市役所 契約課入札室  
 入札保証金 免除  
 契約日 平成17年3月18日(金)  
 入札金額 入札書には、単価あたりの価格を記載してください。  
 注意事項 (1) 秋田市財務規則及び入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載してください。
- 4 入札参加申し込みに関する事項  
 (1) 本入札に参加を希望する者は、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
 (2) 申込書の提出  
 申込書は持参するものとし、郵送または電送によるものは

- 受け付けない。
- (3) 申込書の受付  
 申込書は、次のとおり受け付ける。  
 ア 受付期間 平成17年3月4日(金)から平成17年3月9日(木)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時（受付最終日については午前9時から午後2時）  
 イ 受付場所 秋田市役所財政部契約課用度担当  
 ウ 申込用紙 契約課ホームページからダウンロードするか秋田市役所財政部契約課用度担当で交付
- 5 指名に関する事項  
 (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知するものとする。  
 (2) 提出された申込書の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。  
 (3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成17年3月11日(金)に通知する。
- 6 その他  
 (1) 提出された書類は返却しない。  
 (2) 申込書の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市財政部契約課用度担当  
 電話 018-866-2022

秋田市公告

公 売 公 告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により下記のとおり公告する。  
 平成17年3月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

公 売 の 日 時	平成17年3月22日午後1時00分	公 売 の 場 所	秋田市役所契約課入札室
公 売 の 方 法	入札（別紙（省略）に記載する売却区分ごとに売却する。）	再 度 入 札	入札がないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。
公 売 開 始 の 日 時 および締切の日時	平成17年3月22日午後1時10分から午後1時20分まで		
開 札 の 日 時	平成17年3月22日午後1時20分	開 札 の 場 所	秋田市役所契約課入札室
売 却 決 定 の 日 時	平成17年3月22日午後1時30分	売 却 決 定 場 所	秋田市財政部納税課
公 売 保 証 金	公売公告別紙1（省略）のとおり		
買 受 代 金 納 付 の 期 限	平成17年3月22日午後1時30分		
権 利 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。		
危 険 負 担 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。		
権 利 移 転 に 伴 う 費 用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。		
公 売 財 産 上 の 質 権 者、 抵 当 権 者 等 の 権 利 の 内 容 の 申 し 出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受ける権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。		

買受人の資格 その他の要件	
公売財産の表示	公売公告別紙1(省略)のとおり
消費税の取扱い	公売財産に対する消費税の取扱いについては、公売公告別紙2(省略)のとおり

秋田市公告

公 売 公 告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条の規定により差押

財産を公売することを公告する。

平成17年3月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

公 売 の 日 時	公売開始の日時	平成17年3月22日 午後1時00分
	公売締切の日時	平成17年3月22日 午後1時20分
公 売 の 場 所	秋田市役所 契約課入札室	
公 売 の 方 法	入札(公売公告別紙1(省略)に記載する売却区分ごとに売却する。)	
開 札 の 日 時	平成17年3月22日 午後1時20分	
開 札 の 場 所	秋田市役所 契約課入札室	
売 却 決 定 の 日 時	平成17年3月22日 午後1時30分	
売 却 決 定 の 場 所	秋田市市民生活部国保年金課	
公 売 保 証 金	公売公告別紙1(省略)のとおり	
買受代金の納付の期限	平成17年3月22日 午後1時30分	
買受人の資格その他の要件		
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。	
公 売 財 産 の 表 示	公売公告別紙1(省略)のとおり	
権 利 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時。ただし、所有権の移転について登録、許可または承認を必要とする場合があります。	
危 険 負 担 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時。	
権 利 移 転 に 伴 う 費 用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
消 費 税 の 取 扱 い	公売公告別紙2(省略)のとおり	
そ の 他 の 事 項		
注 意	1 入札がないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。 2 次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。	

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成16年度第12号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成17年3月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所 秋田市農林部農政課
- 2 縦覧期間 平成17年3月15日から  
平成17年3月28日まで  
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年3月15日

1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 秋田市立小学校警備業務委託
- (2) 委 託 場 所 秋田市立小学校(分校含む49校)
- (3) 委 託 期 間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで。  
常駐は平成17年4月6日からとする。  
土曜日・日曜日・祝日および夏季・秋季・冬季・春季休業期間等を除く。  
ただし、学校で必要とした場合この限りではない。
- (4) 入 札 参 加 要 件
  - ア 秋田市に本社、支店または営業所を有する者または秋田市に個人で事業所を有する者であること。
  - イ 常駐警備について、過去3年以内に秋田県内の法人や自治体での受注実績があること。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受けるものでないこと。
  - エ 警備業法(昭和47年法律第117号)第3条各項に掲げる



いずれにも該当せず、秋田県公安委員会から警備業の認定を受けていること。

オ 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

カ 租税に滞納がないこと。

## 2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成17年3月25日(金)午前10時00分

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号  
秋田市山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成17年3月28日(月)

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

## 3 入札参加申込に関する事項

(1) 本入札に参加を希望するものは、平成17年3月22日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 営業経歴書(様式2(省略))

ウ 納税証明書

(ア) 消費税(税務署で、「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主の方は個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票)

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成17年3月15日(火)から平成17年3月22日(火)までの土曜日および日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号  
秋田市教育委員会学事課

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会学事課から入手すること。

## 4 指名に関する事項

(1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成17年3月23日(水)に行う。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成17年3月15日(火)から平成17年3月24日(木)までの土曜日および日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課

## 6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課保健給食担当

電話 018-866-2243

## 秋田市公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の施行について認可したので、同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年3月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 土地区画整理事業の名称

秋田市新都市地区(大杉沢産業区)土地区画整理事業

2 施行地区

秋田市四ツ小屋小阿地字大杉沢及び字下堤の各一部

3 事務所の所在地

秋田市山王三丁目1番1号

4 施行認可の年月日

平成17年3月16日

5 施行者の名称及び住所

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋田市山王三丁目1番1号

6 事業施行期間

平成17年3月16日から平成21年3月31日まで

7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 公告の方法

秋田県庁の掲示板及び秋田市役所の掲示板に掲示する

## 秋田市公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定により、御所野ニュータウン第十七地区土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成17年3月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 秋田市公告

秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業の事業計画(第十三回変更)を定めたので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次の事項を公告する。

平成17年3月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称  
秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
秋田市
- 3 施行地区  
秋田市保戸野千代田町、同泉北一丁目、同泉北二丁目、同泉北三丁目、同泉北四丁目、同泉中央一丁目、同泉中央二丁目、同泉中央三丁目、同泉中央六丁目、同泉南一丁目および同泉南二丁目の全部ならびに同保戸野すわ町、同保戸野鉄砲町、同保戸野通町、同保戸野八丁、同保戸野原の町、同泉菅野一丁目、同泉中央四丁目、同泉中央五丁目、同泉南三丁目および同泉字登木の各一部
- 4 事業施行期間  
昭和51年8月20日から平成22年3月31日（清算期間10ヶ年を含む。）まで
- 5 事務所の所在地  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所
- 6 事業計画の決定の年月日  
昭和51年8月20日
- 7 事業計画の変更の年月日  
平成17年3月17日

秋田市公告

見 積 価 額 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第99条の規定により、平成17年3月11日付秋田市公告にかかる公売財産の見積価額を公告する。

平成17年3月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

（以 下 略）

秋田市公告

見 積 価 額 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第99条の規定により、平成17年3月11日付け秋田市公告に係る公売財産の見積価額を公告する。

平成17年3月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

（以 下 略）

秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5の規定により秋田市森林整備計画を樹立したので、同法第10条の5第8項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供することにより公表する。

平成17年3月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供する書類  
秋田市森林整備計画書
- 2 縦覧場所  
秋田市役所農林部林務課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告

する。

平成17年3月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名  
秋田市榎山登町11番4号  
永 井 寿 子
- 2 道路位置指定箇所  
秋田市榎山登町93番1
- 3 道路幅員 6.00メートル
- 4 道路延長 18.40メートル
- 5 指定年月日および番号  
平成17年3月23日 第9号

秋田市公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成16年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成17年3月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

賦課対象区域

下新城中野字街道端西および四ツ小屋字城下当場の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地または排水可能となる土地）

秋田市公告

秋田市が東日本旅客鉄道株式会社各駅に設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成17年3月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公告事項

- (1) 撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数
  - (2) 撤去し、保管した年月日
  - (3) 撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
- 以上の事項についての詳細は別紙のとおり

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者または所有者であることを証明するものを提示すること。

3 この公告に係る自転車等で、公告後6ヶ月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、廃棄物または不要物として処分する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話 866-2035

別紙

- ・撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所および台数
- 追分駅東自転車等駐車場 1台
- 追分駅前自転車等駐車場 16台
- 上飯島駅自転車等駐車場 8台
- 土崎駅前自転車等駐車場 14台
- 土崎図書館前自転車等駐車場 4台
- 土崎駅東 We ロード下自転車等駐車場 24台

下浜駅前自転車等駐車場	2台
新屋駅前自転車等駐車場	24台
四ツ小屋駅前自転車等駐車場	4台
牛島駅東自転車等駐車場	26台
牛島駅西自転車等駐車場	15台

- ・撤去し、保管した年月日  
平成17年3月22日から平成17年3月24日まで
- ・撤去し、保管した自転車等の返還を行う時間および場所  
時間 午前10時00分から午後7時00分まで  
場所 秋田市中通七丁目1番3号  
自転車等保管所（秋田駅東自転車等駐車場内）
- ・返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成17年4月11日から平成17年10月11日まで

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として昭和42年10月19日付けで位置の指定した道路（指定番号第93号）を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成17年3月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 申請者の住所および氏名  
秋田市牛島東七丁目5番51号  
田 村 敏 子
- 道路位置の廃止箇所  
秋田市牛島東七丁目80番1の内および80番3の内
- 廃止道路幅員 4.00メートル
- 廃止道路延長 54.54メートル
- 廃止年月日および番号  
平成17年3月29日 廃止番号 第1号

秋田市公告

都市公園の区域を変更するので、秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 区域を変更する都市公園の名称、位置および区域変更の期日

都市公園の名称	位 置	区域変更の期日
太平山リゾート公園	秋田市仁別字小水沢地内	平成17年3月30日

- 都市公園の区域  
別図（省略）のとおり

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う個別予防接種について、別表の医師から当該業務を行うことについて辞退があったので、予防接種法施行令第4条第2項の規定に基づき公告する。

平成17年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

辞退する医師	予防接種を行った主たる場所
近 江 良 一	秋田市旭川南町13番18号 近江医院

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う平成17年度の麻疹予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条の規定に基づき、公告する。

平成17年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 予防接種の種類  
麻疹予防接種
- 予防接種の対象者の範囲  
接種日において、生後12月から生後90月に至る間にある者
- 予防接種の方法および回数  
麻疹の定期の予防接種は、乾燥弱毒生麻疹ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。  
標準として生後12月から生後15月までの者に行う。
- 予防接種を行う期日、場所および接種協力医師  
(1) 期 日 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間で各受託医療機関で定める実施日  
(2) 場所等 別表のとおり
- 予防接種の対象者から除かれる者  
(1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのあるもの  
(2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの  
(3) 明らかな発熱を呈している者  
(4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者  
(5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者  
(6) ポリオ、BCG、おたふくかぜ、風しん、水痘の予防接種を受けた後1カ月を経過していない者  
(7) 上記以外の予防接種を受けた後1週間を経過していない者  
(8) 輸血やガンマグロブリンの投与後3カ月（大量のガンマグロブリンの投与を受けた場合は6カ月）を経過していない者  
(9) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者  
(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者  
(2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがあるもの  
(3) 過去にけいれんの既往のある者  
(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者  
(5) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う卵、抗生物質）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- 予防接種料金 無料

## 別表

医療機関名	所 在 地	接種を行う医師
秋田県小児療育センター	秋田市八橋南一丁目1番3号	幕田政博 豊野美幸
秋田組合総合病院	秋田市飯島字西袋一丁目273番地の1	小伊松和男 伊藤藤忠彦 畑澤孝子 畑澤千秋
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地の1	木後村良滋 新藤井浩治 松田武文
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	島田堅一 小安泉ひろみ 岡法子
中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	赤羽仁三 渡辺健新 安岡美二 菅原美紗
阿部内科医院	秋田市將軍野東一丁目7番26号	阿部士郎
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島字田尻堰越365番地	渡邊秀悦
池田小児科医院	秋田市土崎港中央五丁目6番32号	池田和子
いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番地の1	石山剛
稲葉小児科医院	秋田市旭北栄町1番21号	稲葉八雲
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	後藤敦子
内山内科胃腸科医院	秋田市大住三丁目3番47号	内山稔朗
大野小児科	秋田市南通築地2番15号	大野忠彦
おのぎき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目3番30号	小野崎通彦
おのぼ高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高橋康子
加賀谷医院	秋田市御野場新町四丁目7番17号	鈴木雪子
金子医院	秋田市土崎港中央六丁目3番18号	金子ミサヲ
川口医院	秋田市新屋元町18番27号	川口武人
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番5号	木村衛
健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	阿部二郎 阿部弥生
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐々木剛一
小泉医院	秋田市土崎港中央四丁目10番18号	小泉林
小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎二丁目11番9号	小林謙太郎
酒井小児科医院	秋田市中通四丁目1番56号	砂押浩
澤口医院	秋田市八橋三和町14番地6号	澤口博
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地の132	木村康徳
小児科岩渕医院	秋田市保戸野中町7番20号	岩渕和子
小児科高橋医院	秋田市旭南一丁目17番15号	高橋務
須藤医院	秋田市広面字樋ノ口18番地の15	須藤明子
外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地	穂積恒子 須藤まさ子 三藤進一 飯沼俊信 苗村双葉
たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山町4番47号	高橋郁夫
高橋内科医院	秋田市桜四丁目1番1号	高橋文夫
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	土田蓉子
遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号	遠山卓郎
とおる内科医院	秋田市御所野地蔵田二丁目1番3号2	高橋潤徹

中 込 内 科	秋田市八橋本町三丁目1番5号	中 込 晃
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	中 込 恵 美 子
中 村 医 院	秋田市千秋城下町5番6号	中 村 淑 子
新 田 医 院	秋田市泉一の坪26番23号	新 田 晋
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地5号	西 宮 藤 彦
橋 本 愛 隣 医 院	秋田市広面字近藤堰越78番地の1	橋 本 禎 嗣
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地の2	石 川 正 道
三 浦 内 科 小 児 医 院	秋田市新屋勝平町2番25号	三 浦 靖 徳
湊 小 児 科 医 院	秋田市中通五丁目7番34号	湊 元 志
港 町 内 科 皮 膚 科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴 木 信 愛 鈴 木 あ け み
村 山 ク リ ニ ッ ク	秋田市將軍野南五丁目12番19号	村 山 徳 治 村 山 仁
森川内科・呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号	森 川 昌 利
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地の3	綿 貫 桃 代
岩 見 三 内 ク リ ニ ッ ク	河辺三内字外川原115番地	鈴 木 彰
田 近 医 院	河辺北野田高屋上前田表76番地の1	田 近 武 彦
岩 崎 医 院	雄和妙法字上大部90番地の1	岩 崎 齐
雄和さくらのクリニック	雄和新波字竹ノ花42番地の1	日 下 尚 志

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う平成17年度の風しん予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条の規定に基づき、公告する。

平成17年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種の種類

風しん予防接種

2 予防接種の対象者

接種日において生後12月から生後90月に至る間にある者

3 接種の方法および回数

風しんの定期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。

標準として生後12月から生後36月までの者に行う。

麻しん接種後に接種することが望ましい。

4 予防接種を行う期日、場所および接種協力医師

(1) 期 日 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間で各受託医療機関で定める実施日

(2) 場所等 別表のとおり

5 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのあるもの
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (6) ポリオ、麻しん、BCG、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後1カ月を経過していない者
- (7) 上記以外の予防接種を受けた後1週間を経過していない者
- (8) 輸血やガンマグロブリンの投与後3カ月（大量のガンマグロブリンの投与を受けた場合は6カ月）を経ていない者
- (9) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
  - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
  - (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがあるもの
  - (3) 過去にけいれんの既往のある者
  - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者
  - (5) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質）に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- 7 予防接種料金 無料

別表

医 療 機 関 名	所 在 地	接種を行う医師
秋田県小児療育センター	秋田市八橋南一丁目1番3号	幕 田 政 博 豊 野 美 幸
秋 田 組 合 総 合 病 院	秋田市飯島字西袋一丁目273番地の1	小 松 和 男 伊 藤 忠 彦 畑 澤 孝 子 畑 澤 千 秋
秋 田 赤 十 字 病 院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地の1	木 村 滋 後 藤 良 治 新 井 浩 和

市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	松田武文 島田堅一 小泉ひろみ 安岡法子
中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	赤羽仁三 渡辺新二 安岡健美 菅原美紗
阿部内科医院	秋田市將軍野東一丁目7番26号	阿部士郎
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島字田尻堰越365番地	渡邊秀悦
池田小児科医院	秋田市土崎港中央五丁目6番32号	池田和子
いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番地の1	石山剛
稲葉小児科医院	秋田市旭北栄町1番21号	稲葉八雲
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	後藤敦子
内山内科胃腸科医院	秋田市大住三丁目3番47号	内山稔朗
大野小児科	秋田市南通築地2番15号	大野忠
おのざき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目3番30号	小野崎通彦
おのぼ高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高橋康
加賀谷医院	秋田市御野場新町四丁目7番17号	鈴木雪子
金子医院	秋田市土崎港中央六丁目3番18号	金子ミサヲ
川口医院	秋田市新屋元町18番27号	川口武人
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番5号	木村衛
健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	阿部二郎 阿部弥生
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐々木剛一
小泉医院	秋田市土崎港中央四丁目10番18号	小泉林
小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎二丁目11番9号	小林謙太郎
酒井小児科医院	秋田市中通四丁目1番56号	砂押浩
澤口医院	秋田市八橋三和町14番地6号	澤口博
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地の132	木村康徳
小児科岩渕医院	秋田市保戸野中町7番20号	岩渕和子
小児科高橋医院	秋田市旭南一丁目17番15号	高橋務
須藤医院	秋田市広面字樋ノ口18番地の15	須藤明子
外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地	穂積恒子 須藤まさ子 三浦進一 飯沼俊信 苗村双葉
たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山町4番47号	高橋郁夫
高橋内科医院	秋田市桜四丁目1番1号	高橋文夫
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	土田蓉子
遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号	遠山卓郎 遠山潤
とおる内科医院	秋田市御所野地蔵田二丁目1番3号2	高橋徹
中込内科	秋田市八橋本町三丁目1番5号	中込晃
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	中込恵美子
中村医院	秋田市千秋城下町5番6号	中村淑子
新田医院	秋田市泉一の坪26番23号	新田晋
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地5号	西宮藤彦
橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地の1	橋本禎嗣
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地の2	石川正道
三浦内科小児医院	秋田市新屋勝平町2番25号	三浦靖徳
湊小児科医院	秋田市中通五丁目7番34号	湊元志
港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴木信愛 鈴木あけみ

村山クリニック	秋田市將軍野南五丁目12番19号	村山徳治 村山仁
森川内科・呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号	森川昌利
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地の3	綿貫桃代
岩見三内クリニック	河辺三内字外川原115番地	鈴木彰
田近医院	河辺北野田高屋上前田表76番地の1	田近武彦
岩崎医院	雄和妙法字上大部90番地の1	岩崎齊
雄和さくらのクリニック	雄和新波字竹ノ花42番地の1	日下尚志

**秋田市公告**

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う平成17年度の日本脳炎予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条の規定に基づき、

公告する。

平成17年3月30日

秋田市長 佐竹敬久

- 1 予防接種の種類  
日本脳炎予防接種

**2 予防接種対象者の範囲と接種の方法および回数**

	対象者の範囲	標準年齢	接種間隔および回数	ワクチンの種類および接種量
第1期初回接種	生後6月から生後90月に至るまでの間	3歳	1～4週間の間隔で2回	日本脳炎ワクチンを毎回0.5ミリリットル（3歳未満は0.25ミリリットル）
第1期追加接種		4歳	初回接種終了後約1年後に1回	日本脳炎ワクチンを毎回0.5ミリリットル（3歳未満は0.25ミリリットル）
第2期	9歳以上13歳未満の者	9歳	第1期終了の者に1回	日本脳炎ワクチンを0.5ミリリットル
第3期	14歳以上16歳未満の者	14歳	第2期終了の者に1回	日本脳炎ワクチンを0.5ミリリットル

**3 予防接種を行う期日、場所および日本脳炎接種協力医師**

(1) 期日 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間で各受託医療機関で定める実施日

(2) 場所等 別表のとおり

**4 予防接種の対象者から除かれる者**

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのあるもの
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (6) ポリオ、麻しん、BCG、おたふくかぜ、風しん、水痘の

予防接種を受けた後1か月を経過していない者

- (7) 上記以外の予防接種を受けた後1週間を経過していない者
  - (8) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 5 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者**
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
  - (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがあるもの
  - (3) 過去にけいれんの既往のある者
  - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者
  - (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- 6 予防接種料金 無料**

**別表**

医療機関名	所在地	接種を行う医師
秋田県小児療育センター	秋田市八橋南一丁目1番3号	幕田政博 豊野美幸
秋田組合総合病院	秋田市飯島字西袋一丁目273番地の1	小松和男 伊藤忠彦 畑澤孝子 畑澤千秋
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地の1	木村滋 後藤良治 新井浩和 松田武文
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	島田堅一 小泉ひろみ

中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	安岡法子 赤羽仁三 渡辺新一 安岡健二 菅原美紗
阿部内科医院	秋田市將軍野東一丁目7番26号	阿部士郎
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島字田尻堰越365番地	渡邊秀悦
池田小児科医院	秋田市土崎港中央五丁目6番32号	池田和子
いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番地の1	石山剛
稲葉小児科医院	秋田市旭北栄町1番21号	稲葉八雲
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	後藤敦子
内山内科胃腸科医院	秋田市大住三丁目3番47号	内山稔朗
大野小児科	秋田市南通築地2番15号	大野忠
おのざき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目3番30号	小野崎通彦
おのば高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高橋康
加賀谷医院	秋田市御野場新町四丁目7番17号	鈴木雪子
金子医院	秋田市土崎港中央六丁目3番18号	金子ミサヲ
川口医院	秋田市新屋元町18番27号	川口武人
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番5号	木村衛
健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	阿部二郎 阿部弥生
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐々木剛一
小泉医院	秋田市土崎港中央四丁目10番18号	小泉林
小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎二丁目11番9号	小林謙太郎
酒井小児科医院	秋市中通四丁目1番56号	砂押浩
澤口医院	秋田市八橋三和町14番地6号	澤口博徳
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地の132	木村康徳
小児科岩淵医院	秋田市保戸野中町7番20号	岩淵和子
小児科高橋医院	秋田市旭南一丁目17番15号	高橋務
須藤医院	秋田市広面字樋ノ口18番地の15	須藤明子
外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地	穂積恒子 須藤まさ子 三浦進一 飯沼俊信 苗村双葉
たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山町4番47号	高橋郁夫
高橋内科医院	秋田市桜四丁目1番1号	高橋文夫
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	土田荅子
遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号	遠山卓郎 遠山潤
とおる内科医院	秋田市御所野地藏田二丁目1番3号2	高橋徹
中込内科	秋田市八橋本町三丁目1番5号	中込晃
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	中込恵美子
中村医院	秋田市千秋城下町5番6号	中村淑子
新田医院	秋田市泉一の坪26番23号	新田晋
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地5号	西宮藤彦
橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地の1	橋本禎嗣
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地の2	石川正道
三浦内科小児医院	秋田市新屋勝平町2番25号	三浦靖徳
湊小児科医院	秋市中通五丁目7番34号	湊元志
港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴木信愛 鈴木あけみ
村山クリニック	秋田市將軍野南五丁目12番19号	村山徳治 村山仁
森川内科・呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号	森川昌利



わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地の3	綿 貫 桃 代
岩見三内クリニック	河辺三内字外川原115番地	鈴 木 彰
田 近 医 院	河辺北野田高屋上前田表76番地の1	田 近 武 彦
岩 崎 医 院	雄和妙法字上大部90番地の1	岩 崎 齊
雄和さくらのクリニック	雄和新波字竹ノ花42番地の1	日 下 尚 志

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う平成17年度の三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条の規定に基づき、公告する。

平成17年3月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 予防接種の種類  
三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）予防接種  
百日せきに罹患した者については、二種混合（ジフテリア、破傷風）とする

2 予防接種対象者の範囲と接種の方法および回数

	対象者の範囲	標準年齢	接種間隔 及び回数	ワクチンの種類及び接種量
第1期初回接種	生後3月から生後90月の間にある者	生後3月から 生後12月まで	3～8週間の間 隔をおいて3回	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを毎回0.5ミリリットル
第1期追加接種		第1期初回終了後12月から18月の間	第1期初回終了後6月以上の間隔をおいて1回ただし、生後90月までの間に終了すること	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを毎回0.5ミリリットル

3 予防接種を行う期日、場所および接種協力医師

- (1) 期 日 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間で各受託医療機関で定める実施日
- (2) 場所等 別表のとおり

4 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのあるもの
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (3) 明らかな発熱を呈している者
- (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (6) ポリオ、麻しん、BCG、おたふくかぜ、風しん、水痘の

- 予防接種を受けた後1か月を経過していない者
- (7) 上記以外の予防接種を受けた後1週間を経過していない者
  - (8) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

5 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがあるもの
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

6 予防接種料金 無料

別表

医療機関名	所 在 地	接種を行う医師
秋田県小児療育センター	秋田市八橋南一丁目1番3号	幕 田 政 博 豊 野 美 幸
秋 田 組 合 総 合 病 院	秋田市飯島字西袋一丁目273番地の1	小 松 和 男 伊 藤 忠 彦 畑 澤 孝 子 畑 澤 千 秋
秋 田 赤 十 字 病 院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地の1	木 村 滋 後 藤 良 治 新 井 浩 和 松 田 武 文
市 立 秋 田 総 合 病 院	秋田市川元松丘町4番30号	島 田 堅 一 小 泉 ひろみ 安 岡 法 子
中 通 総 合 病 院	秋田市南通みその町3番15号	赤 羽 仁 三

		渡 辺 新 安 岡 健 菅 原 美 二 紗
阿 部 内 科 医 院	秋田市將軍野東一丁目7番26号	阿 部 士 郎
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島字田尻堰越365番地	渡 邊 秀 悦
池 田 小 児 科 医 院	秋田市土崎港中央五丁目6番32号	池 田 和 子
いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番地の1	石 山 剛
稲 葉 小 児 科 医 院	秋田市旭北栄町1番21号	稲 葉 八 雲
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	後 藤 敦 子
内山内科胃腸科医院	秋田市大住三丁目3番47号	内 山 稔 朗
大 野 小 児 科	秋田市南通築地2番15号	大 野 忠 忠
おのざき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目3番30号	小野崎 通 彦
おのぼ高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高 橋 康 康
加 賀 谷 医 院	秋田市御野場新町四丁目7番17号	鈴 木 雪 子
金 子 医 院	秋田市土崎港中央六丁目3番18号	金 子 ミ サ ヲ
川 口 医 院	秋田市新屋元町18番27号	川 口 武 人
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番5号	木 村 衛 衛
健 生 ク リ ニ ッ ク	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	阿 部 二 郎 阿 部 弥 生
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐々木 剛 一
小 泉 医 院	秋田市土崎港中央四丁目10番18号	小 泉 林 林
小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎二丁目11番9号	小 林 謙 太 郎
酒井小児科医院	秋田市中通四丁目1番56号	砂 押 浩 浩
澤 口 医 院	秋田市八橋三和町14番地6号	澤 口 博 博
下 浜 診 療 所	秋田市下浜羽川字下山48番地の132	木 村 康 徳 徳
小 児 科 岩 淵 医 院	秋田市保戸野中町7番20号	岩 淵 和 子 子
小 児 科 高 橋 医 院	秋田市旭南一丁目17番15号	高 橋 務 務
須 藤 医 院	秋田市広面字樋ノ口18番地の15	須 藤 明 子 子
外 旭 川 病 院	秋田市外旭川字三後田142番地	穂 積 恒 恒 須 藤 ま さ 子 子 三 浦 進 一 一 飯 沼 俊 信 信 苗 村 双 葉 葉
たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山町4番47号	高 橋 郁 夫 夫
高 橋 内 科 医 院	秋田市桜四丁目1番1号	高 橋 文 夫 夫
土 田 小 児 科 医 院	秋田市東通六丁目14番30号	土 田 蓉 子 子
遠 山 医 院	秋田市横森五丁目21番18号	遠 山 卓 郎 郎 遠 山 潤 潤
と お る 内 科 医 院	秋田市御所野地藏田二丁目1番3号2	高 橋 徹 徹
中 込 内 科	秋田市八橋本町三丁目1番5号	中 込 晃 晃
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	中 込 恵 美 子 子
中 村 医 院	秋田市千秋城下町5番6号	中 村 淑 子 子
新 田 医 院	秋田市泉一の坪26番23号	新 田 晋 晋
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地5号	西 宮 藤 彦 彦
橋 本 愛 隣 医 院	秋田市広面字近藤堰越78番地の1	橋 本 禎 嗣 嗣
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地の2	石 川 正 道 道
三 浦 内 科 小 児 医 院	秋田市新屋勝平町2番25号	三 浦 靖 徳 徳
湊 小 児 科 医 院	秋田市中通五丁目7番34号	湊 元 志 志
港 町 内 科 皮 膚 科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴 木 信 愛 愛 鈴 木 あ け み み
村 山 ク リ ニ ッ ク	秋田市將軍野南五丁目12番19号	村 山 徳 治 治 村 山 仁 仁
森川内科・呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号	森 川 昌 利 利
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地の3	綿 貫 桃 代 代
岩 見 三 内 ク リ ニ ッ ク	河辺三内字外川原115番地	鈴 木 彰 彰

田 近 医 院	河辺北野田高屋上前田表76番地の1	田 近 武 彦
岩 崎 医 院	雄和妙法字上大部90番地の1	岩 崎 齊
雄和さくらのクリニック	雄和新波字竹ノ花42番地の1	日 下 尚 志

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により公告する。

平成17年 3月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画、八郎潟都市計画及び河辺都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）
- 2 事業施行期間  
昭和51年2月26日から平成20年3月31日
- 3 事業地  
(1) 収用の部分

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
第14号	水道局庁舎内外清掃業務委託	秋田市水道局庁舎	平成17年4月1日～平成18年3月31日	・次の①および②の要件を満たしていること ①秋田市財政部契約課の庁舎清掃業者等登録名簿に登録されていること ②建物清掃業、建築物環境衛生一般管理業、建築物環境衛生総合管理業のいずれか一つの登録業種を有する者であること （基本的要件については別に記載）
第7号	浄水場清掃業務委託	秋田市水道局仁井田・豊岩浄水場	平成17年4月1日～平成18年3月31日	

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市内に主たる事業所または住所を有していること
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 本市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成17年3月18日(金)午前9時30分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164  
秋田市水道局 豊岩浄水場

入札保証金 免除

契約日 平成17年3月22日(火)

- 注意事項
- (1) 秋田市水道事業財務規程及び入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

変更無し

(2) 使用の部分

変更無し

4 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番15号

秋田市下水道部下水道建設課

**水道局公告**

**秋田市水道局公告**

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年 3月 1日

秋田市水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成17年3月8日(火)までに、入札参加申込書を提出すること。
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成17年3月1日(火)から平成17年3月8日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 秋田市水道局総務課管財係  
ウ 申込書・入札書・委任状等  
秋田市ホームページ（水道局）から入手すること。  
水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/wt>

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知及び選定結果通知については、平成17年3月15日(火)に通知する。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成17年3月1日(火)から平成17年3月17日(休)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市水道局総務課管財係

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

---

## 土地開発公社公告

---

## 秋市土開公告第1号

平成17年3月25日午前10時秋田市役所会議応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成17年3月17日

秋田市土地開発公社

理事長 佐々木 敏 雄

## 付議案件

- 1 平成17年度秋田市土地開発公社事業計画の件
- 2 平成17年度秋田市土地開発公社予算の件
- 3 平成17年度秋田市土地開発公社資金計画の件
- 4 書面議決について報告する件